

令和元年度第2回土壌汚染対策検討委員会

令和元年11月25日

【田中課長】 それでは、定刻となりましたので、これより令和元年度第2回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。大塚委員からは、事前に、御用事があり若干遅れることとお伺いしております。

委員の皆様、大変お忙しい中、本日は御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、初めに、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。次第でございます配付資料の一覧を御覧いただきながら、御確認いただければと思います。

なお、本日、ペーパーレス化の取組もありまして、紙での資料配付は委員のみとさせていただきます。

まず上から、委員会の次第がございまして、その下に委員名簿がございまして。

次に、パワーポイント資料で、資料1「合理的な対策の選択」を推進する目的について、次に資料2「東京都版SR推進ガイドライン（仮称）の作成について」、次に資料3「操業中調査・対策の推進について」、次に資料4「土壌汚染に係る情報の公開について」でございます。

このほか、参考資料としまして、1から8、座席表、事務局名簿をつけております。参考資料につきましては、速報値など不確定な部分があるため、この場での議事の参考として御活用いただき、委員会の終了後には一旦回収とさせていただきたいと考えております。今後の委員会の中で、参考資料につきましては確定したものをまたお示ししていきたいと考えております。

傍聴の方々におかれましては、資料1から4について、今朝の時点でホームページに掲載をさせていただいております。また、参考資料も含めまして、本日は、適宜スクリーンのように投影しながら議論を進めてまいりますので、そちらを御覧いただければと思います。どうか御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

では、次に、議題の2にございます委員紹介及び委員長を選任に移らせていただきます。

まずは今回、委員の任期の更新及び新規で御就任いただいた委員がいらっしゃいますので、改めて名簿順に私のほうから御紹介をさせていただきます。

まず石崎委員でございます。

【石崎委員】 石崎です。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 大塚委員でございます。

【大塚委員】 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 小野委員でございます。

【小野委員】 小野でございます。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 本日、勝見委員でございますが、御都合によりご欠席となっております。

次に、小林委員でございます。

【小林委員】 小林です。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 佐藤委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。本日から出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 鈴木委員でございます。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 徳永委員でございます。

【徳永委員】 徳永でございます。私も本日から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中課長】 細見委員でございます。

【細見委員】 細見です。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中課長】 では、ここで事務局の体制についても改めて御紹介させていただきます。

【志村部長】 環境改善技術担当部長の志村でございます。よろしくお願いいたします。

【渡邊課長】 化学物質対策課長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【名取課長】 多摩環境事務所環境改善課長、名取でございます。よろしくお願いいたします。

【黒瀬課長代理】 土壌地下水汚染対策総括担当の黒瀬でございます。よろしくお願いいたします。

【矢野課長代理】 土壌地下水汚染対策担当、矢野でございます。よろしくお願いいたします。

します。

【田中課長】 あと、本日、環境改善部長の笈と、計画課長の丹野でございますが、他の公務の都合によりまして、少し遅れて参る予定になっております。どうぞよろしく願いいたします。以上になります。

では、ここで、環境改善技術担当部長の志村から御挨拶をさせていただきます。

【志村部長】 改めまして、志村でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、今年度第2回ということではございますけれども、第1回目の終了後に、委員の皆様が任期満了ということがございましたので、ここで引き続き御就任いただいた皆様、それから、新たにお二方の委員の方を加えまして、新たな体制で議論をスタートさせていこうと思っております。

今回も、第1回目に引き続きまして、主な検討内容といたしましては、サステナブル・レメディエーション、SRの推進についてということ、それから、操業中からの調査・対策と、これの普及促進というところを御議論いただきたいと思っております。

SRにつきましては、都内において基準に適合しない土壌が見つかった場合、やはりその対策が掘削除去という手法に偏っているのではないかという問題意識がございます。特に中小事業者さんにとりましては、対策に要する負担というものが過大になっているのではないかという問題意識がございます。このため、着実に健康リスクを回避するという前提の上で、より合理的な対策をとっていく。そういったことをできるようにするためのガイドラインの作成ということに取り組んでまいりたいと思います。

また、工場の操業によって生じる汚染、これにつきましては、操業中からの調査・対策を行うことによりまして、新たな汚染の防止、あるいは地下水汚染の拡散の防止といった環境側面に加えまして、時間を要する土壌汚染対策というものが、早い段階からであれば選択できるというようなこともございまして、操業中からの対策をとることによりまして負担を軽減できるという可能性もあるのかなと思っております。こうしたことから操業中対策というものをさらに普及促進させていきたいということで、そのための方策についても御議論をお願いしたいと思っております。

本日もまた論点が多岐にわたるところでございますけれども、活発な議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【田中課長】 それでは、続きまして、設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員長

の選出をお願いしたいと思います。委員長の選出は、委員の皆様の互選ということになります。どなたか御推薦等、いただけますでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

【鈴木委員】 前回の委員長であられました細見先生を推薦します。

【田中課長】 御推薦いただきました細見委員ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田中課長】 それでは、細見委員に引き続き委員長をお願いしたいと思いますので、委員長席へ御移動をお願いいたします。

(細見委員、委員長席へ移動)

【田中課長】 それでは、これより細見委員長に、早速で申し訳ございませんが、進行をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【細見委員長】 それでは、進行を務めさせていただきたいと思います。2回目ということなので、初回からだ2回目で、委員会としては初めてというメンバーの方もいらっしゃいますので。この東京都では、先ほど志村部長からSR、サステナブル・レメディエーションの話、それと、操業中の対策にできるだけ前向きに向かっていくことによって、多くの方が、健康リスクの観点からメリットを受けられるような、そういう取組をしたいということで、ぜひこの委員会の場で活発な御議論をお願いしたいと思います。

進行を始める前に、先ほどの設置要綱第5条第4項に定めるところですけれども、委員長の不在時の代理を指名したいと思います。これも引き続き前回から大塚委員にお願いしているところですので、大塚先生をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

【細見委員長】 異議がないということで進めさせていただきます。

続いて、今回の委員会及び委員会資料の公開、非公開の取扱いについて確認させていただきます。今回の委員会の取扱いについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【田中課長】 本日の会議は、設置要綱第8条により公開で行われます。議事録及び議事資料につきましても、設置要綱第9条のとおりといたしたいと考えております。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。多分異存はないと思いますので、進めさせていただきます。

それでは、議題1、最適な土壌汚染対策を推進する手法の推進についてということ

が、具体的な内容としては、議題1の東京都版SR推進ガイドライン、これは（仮称）ですけれども、作成について、事務局より、お手元の資料1、「合理的な対策の選択」を推進する目的についてという1枚ペラの資料に基づいて、まずこれについて御説明をお願いいたします。

【黒瀬課長代理】 それでは、資料1の「合理的な対策の選択」を推進する目的についてということで、説明をさせていただきます。

前回、第1回の委員会で、先生方から合理的な対策についてご意見を頂戴いたしておりましたので、それについて整理をさせていただきました。

東京都では、2016年に東京都環境基本計画を策定しております。当計画では、環境政策をより進化・発展させ、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、最高水準の都市環境の実現、サステナビリティ、連携とリーダーシップの視点を踏まえて、政策展開を図っていくとしております。

政策展開をするに当たっては、環境政策と経済成長が相互により影響をもたらすように施策を構築・展開していくことや、持続可能な都市の実現に向け、新たな価値観やライフスタイルを生み出していく視点も重要であるとしています。

ここで、あるべき姿ですが、化学物質等による環境リスクの低減が図られ、安心して暮らせる生活環境が確保されている状態であり、土壌汚染対策についても合理的な土壌汚染対策が選択され、処理が進んでいる状況を目指すため、環境・経済・社会の三側面に配慮した土壌汚染対策を推進することを目的としています。

そこで、施策の方向性として、土壌汚染対策の実施に係る全ての工程で環境負荷の低減を図るとともに、コストの削減や近隣住民等の理解促進など、環境面や社会面の視点を踏まえ、事業者による「合理的な対策の選択」を促すための手法を検討するとしています。このようなことから、今回、ガイドラインを作成しております。

ここで、「あるべき姿」と「政策の方向性」との関係についてですが、「合理的な対策の選択」を促すための手法を検討することで、都民や事業者の土壌汚染に対する正しい理解が進み、土壌汚染対策の過程で環境負荷の低減とともに、コスト削減や近隣住民等の理解促進など、環境・経済・社会の三側面からの視点を踏まえて、合理的な対策を選択する考え方が普及することを目指しています。

このような考え方が普及することで、過剰な対策を行わず、環境・経済・社会面の負荷が低減され、中小事業者の方も合理的な対策を選択できるようになり、対策が円滑に進む

ことを目指しています。

対策費用についても、全体的な適正化によって、過大な対策費用を免れようとする、例えば汚染土壌の不法投棄のような、不適正事例の発生を予防でき、また、一定の濃度以下の自然由来のレベルの基準不適合土壌については、適正な管理のもと、有効活用が促され、都市開発事業などへの影響が軽減されるところと考えています。

その結果、必要な場所で必要な対策がとられ、地下水の飲用や土壌の直接摂取における基準不適合土壌の影響による健康被害を確実に防止できるとともに、汚染地下水の拡散防止が図られていくことになると考えています。

今回、作成するガイドラインでは、事例をなるべく多く示し、合理的な対策を打ち出すことで、しっかりと対策がされていくということを理解していただけるものを目指しています。

以上となります。

【細見委員長】 ありがとうございます。前回の委員会で大塚委員から御指摘を受けた件ですけれども、事務局が大前提の整理をするための資料を作成してほしいということで、今回、環境基本計画に明記されている内容だけでは見えてこない合理的な対策、コスト削減というものがどのようにあるべき姿とつながっていくのかの説明でしたけれども、何か御質疑ございましたら。

大塚先生、何かありますでしょうか。

【大塚委員】 Win-Winの関係を目指していることがよく見えてよかったと思いますが、もう少し考えます。すみません。恐れ入ります。

【細見委員長】 これは事務局から提案された内容ですので、この委員会でさらにこういう観点だとか、こういうつけ加えるべき点等がございましたら、また。これはちょっとしっかり議論、あるいはこの委員会として共通の理解を持っておきたいなと思います。折に触れて、これから事例の説明だとかいろんな具体的な内容になったときに、目指すべき方向性というものについて御理解をさせていただきたいと思いますので、遠慮なさらずにいろいろご意見いただければと思います。何かありますか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 佐藤でございます。この資料1の2枚目のスライドのところ、「合理的な土壌汚染対策が選択され、処理が進んでいる」と、「処理」という言葉が使われています。普通、廃棄物や汚染土壌については「処理」という用語を使いますが、土壌汚染の対策に

については「土壌汚染の管理と対策」という用語の方が適切かと思います。

【細見委員長】 「処理」という言葉は、水処理だとか廃棄物の中でも処理という言葉は一般的だと思いますが、土壌汚染対策で……。

【大塚委員】 あまり言わないですね。

【細見委員長】 言わないかもしれないので、適切な用語として、逆に、佐藤先生、何か提案みたいなものはございますでしょうか。「合理的な土壌汚染対策が選択され、対応が進んでいる」。

【佐藤委員】 浄化か管理だと思います。

【細見委員長】 そうですよ。よく管理されているという状況だろうと思うんですね。

【大塚委員】 汚染の除去等なんですけど、ただ、除去と言うと、また掘削を思い出す人がいると。

【小野委員】 上の提言とペアになる形だったら「改善」になるんじゃないのかと思うんですが。ちょっと広いんですけどね。

【細見委員長】 「改善」。事務局で何かもし。

【田中課長】 もともとの環境基本計画で「処理」という言葉になっており、資料1では載せておりますが、今回、ガイドラインを作っていく段階で、「処理」という言葉についてはきちんと言いかえもしていきたいと思っております、「管理」ですとか「対策・対応が進んでいる」、「改善」など、今いただいたご提案も踏まえながら、整理していきたいと思っております。

【細見委員長】 はい。事務局への宿題という形で、今の御議論は、基本的には各委員の皆様、この「処理」という言葉は、今のここでは違うのではないかとということで、今言われた管理だとか対応だとか改善だとか、そういう概念が含まれたような用語なり、表現を考えていただきたいということで、我々委員としてももう少し宿題とさせていただきたいと思います。

そのほかございますでしょうか。

それでは、なければ、本日のこれからの議題は、先ほどの資料1の考え方に基づいて、東京都版SR推進ガイドラインの作成についての説明をお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【矢野課長代理】 少々お待ちください。

【田中課長】 今、ファイルが開かない状況で、申しわけございません。

【佐藤委員】 ちょっと言い忘れたことがあって、よろしいでしょうか。

【細見委員長】 はい、どうぞ。

【佐藤委員】 一番最後のスライドの「上記の効果」なんですけれども、一番大きい効果はブラウンフィールドが発生しないということではないかと思います。国土の有効利用、地域の活性化は、経済的効果以上に重要な社会効果だと思います。お金のことが重要視されていると誤解されないでしょうか。

【細見委員長】 まあ、お金。この最後のスライド、4枚目ですね。

【佐藤委員】 はい。

【細見委員長】 しかし、最後、結果としては、健康リスクの確実な防止と地下水汚染の拡大の防止というのが、今回、基本計画を考える上で大きな柱としてまいりましたので、それに向けてということで、お金の面ももちろん重要だと思いますし、それから、土地の有効活用という観点からも、少し加えていただければと思いますけれども。

【田中課長】 わかりました。こちらの得られる効果というところについて、もう少しその辺の観点もしっかり明記していきたいと思います。

【細見委員長】 なかなかちょっと時間をとっているようですが、大丈夫でしょうかね。今日、オブザーバーの方にはこの資料が配られていないので、やっぱりどうしても画面を見ながらということにさせていただきたいと思います。

【小林委員】 僕からも尋ねていいですか。

【細見委員長】 はい。今の時間は有効活用ということで。

【田中課長】 申しわけございません。

【小林委員】 4ページの最後の結果として「処理が進む」の下のところ、「健康リスクの確実な防止になっている」のを、「リスクの低減」としておいていただいたほうがいいなど。細かい言葉だけの話です。ほかのところも「リスクの低減」になっているので、できるだけリスクについては、あり、なしじゃなくて。

【田中課長】 「リスク」という言葉の使い方というところについて、わかりました。

【小林委員】 はい。あり、なしじゃなくて、高い、低いですとか、低減とか、そういう言葉を使っていたほうがいいなど。

【田中課長】 ありがとうございます。

【細見委員長】 これについてもよろしいでしょうか。ゼロリスクを目指すわけではなくて、健康に対するリスクがもう限りなく低ければそれでいいという。必ずしもゼロとい

うわけではないということで、確実な低減を目指す。結果的に進むということで。

準備ができましたでしょうか。

【矢野課長代理】 申し訳ございませんでした。こちらのほうで準備が整っていなかったところがございます、大変失礼いたしました。

そうしましたら、資料2、東京都版SR推進ガイドライン（仮称）の作成についての内容の説明をさせていただきます。

本日の検討事項ですが、このガイドラインのコンセプトと、それから、構成について。それから、土壌汚染に合理的に対応するためのフロー、考え方について、この内容について御議論いただければと思います。

まず最初に、今年度、作成を検討するガイドラインですが、先ほどの資料1で説明したとおり、環境面について、地域特性に配慮した環境負荷の低減、経済面については低コスト、社会面については関係者間の理解促進というところを最重要視しているということで、それに配慮した土壌汚染への合理的な対応の推進と。特に掘削除去の偏重を是正するためのガイドラインを作成するというところに目的をある程度絞っております。

こういったところを踏まえた上で、第1回の検討委員会で、もともとSR推進ガイドラインという言い方をしておりましたが、言いかえで、先ほど環境基本計画で御紹介した「最適な（土壌汚染対策）」という言葉そのまま使うのはなかなか重たい。「合理的な」、あるいは、「より合理的な」という考え方ではないかというような御指摘をいただいたことと、それから、SRコンソーシアムのほうにも、この考え方について説明をしてきたときに、やはり本来、SRが目指しているやり方というのは、評価の対象を、今言ったようなコストとか環境負荷低減の中でも、地域特性みたいなところよりももっと広いところを見ていると。そういった評価の対象とする指標ですとか、それから、評価の方法といったものも関係者間で意見交換をやりとりしながら決めていくということが重要な部分ですので、そういったところはちょっと、私どもが今、当面やろうとしているところよりもっと進んだ考え方であるということで、本格的なSRとは違うということを少し意識して、明確にしたほうがよいのではないかと御指摘もいただいたところです。

そういったところも踏まえまして、先ほど御議論の中にもありましたが、こういった言葉がよいかということで、事務局の中で、「土壌汚染に合理的に対応するためのガイドライン」という仮称を現在立てております。

こちらについてはまだ仮称でございますので、本日の御議論の中で、よりよい言葉がご

提案いただければということと、あと、サブタイトルみたいなものについても今後も検討していきたいと思っております。こちらについては、本格的なSRを実践していくための第一歩というようなところで、我々としては考えていきたいと思っております。

この合理的対応ガイドラインの対象者につきましては、第1回の検討委員会で、不動産に関連するような事業者さんも対象とするべきという御意見もいただいております。また、事務局のほうは、届出者ですとか、あと、土壤環境センターやSRコンソーシアムさんへのヒアリングを通して伺っている範囲ですと、例えば土壤汚染の対応の経験が少ないと、掘削除去以外の方法を選ぶということについて、なかなか思い至らない。あるいは、そういった選択肢があるといっても、なかなかそれを選ぶのが難しいという、そういった御指摘をいただいております。

ただ、そうは言っても、御経験がある方であっても、現在、このように変わっているというような現状を御理解いただいて、より合理的な対応というものの考え方を知っていただくことは重要であるという御指摘もいただきましたので、基本的には開発事業者さんや土地所有者や、それから、不動産事業者さんと、さらに経験が少ない方、豊富な方、ありとあらゆる、都内で土壤汚染にかかわる方を広く対象にしているということで作っていきたいと思っております。

なお、中小事業者、それから、公共事業については、別の対応で詳しくやっていこうと思っております。

合理的対応のガイドラインの構成でございますが、こちらはお配りしている参考資料の中の4にも少し概略をまとめたペーパーもございますので、委員におかれましては、こちらも後でざっと目を通していただければ、全体が伝わるようになっておりますが、本日はこちらのパワーポイントを中心に説明をさせていただきます。

合理的対応ガイドラインの構成としまして、まず「はじめに」では、先ほどの資料1で議論いただいたような内容を踏まえて、この合理的対応ガイドラインの目的を記していく予定です。

それから、最初にまず、今、現状、土壤汚染があった場合にはどのような対応がとられているのかということを知っていただくための章。続きまして、土壤汚染の合理的な対応を進めるためのフローということで、このフローについてはスライドの中で、後で紹介させていただきます。

このフローの中で、大きく分けて2つの場面があるということで、③の法令に基づく措

置の対策と対応と、それから、4番の土地利用の場面における対応。それらを踏まえて、事例集とケーススタディを載せる章。最後に、より進んだ取組を目指す方へということで、本来の意味でのサステナブル・レメディエーション、SRの考え方を紹介しているというような、こういった構成に今、編成し直しているところでございます。

こちらと関連する内容で、補足的にコラムみたいなもの、今、4テーマほど、仮に挙げさせていただきますが、不動産関係の情報と、操業中工場での対応、それから、リスクコミュニケーション、それから、自然由来・埋立由来のような基準超過土壌の存在といったところをコラム立てしようかと計画しております。

SRについては、本編では紹介にとどめますが、資料集のほうでいろいろとSRに関する考え方を御理解いただけるようなものを作っていきたいと思っております。

最初に、ガイドラインに紹介する土壌汚染があった場合の対応の現状というところでございますが、まず掘削除去が9割されていたような時代、ここで言うところの平成15年から21年ぐらいの時代から、現在では半分ぐらい残置されているというように、状況が変わってきているということを示すデータを何らか提示したいということで、これは前回の検討委員会でも表をお示したところですが、これをグラフにして、形質変更時要届出区域だけ仕分けると、やはり減っていますねということがわかると。

それであと、もう1つ、全量掘削除去がされている事案がどのぐらい減っているのかというのを、今、委託業務の中で少し作業して検討していただいているところです。これはまだ速報でして、それぞれ、特にグラフの青い色の不溶化その他のところの内訳などをもう少し精査する必要があるのですが、何か汚染があったところについて、12条を出すというときに、その12条の施行の内容が全量掘削除去であるのか、あるいは、深度を限定したような掘削除去であるのか、あるいは、このピンクのところですね、ちょっと薄いですが、改変部分に限定した掘削除去であるのかということ、同じ掘削除去の中でも仕分けていくと。それほど、これらの年度の中で大きな差はないものの、かつてのように措置を目的とした掘削除去というものは減ってきているのではないかというような傾向を見ているところです。

このあたり、参考資料5に、今、委託事業で整理しているデータ整理の速報をちょっと御紹介はしているのですが、何せ今ちょっと、かなり急ピッチで作業していただいているところでしたので、精査ができていないので、今日詳しくその数字の云々について議論はできないものの、こういった観点からの解析があればということで御議論いただければと

思っております。後ほど必要に応じて議論させていただき、紹介させていただければと思います。

続きまして、土壌汚染があった場合の対応の現状ということで、先ほどのようなデータとともに、不合理な事例というものもお示しして、読者に問題提起をしたいと思っております。

単純に、汚染があって、対策をして、埋め戻したのに、再度また建築工事の中で適合土を掘り返してしまうと。これは解除前ですと、土壌汚染対策法の制度上、みなし汚染土になってしまうというようなことも含めて、不合理な事例ではありますが、こちらが窓口で審査していても、そう少なくない事例で見かけているという現状がございます。

あとは、それ以外にも、掘削除去を行うことそのものに対して負荷があるよということ。これは第1回の検討委員会でも示したスライドですが、こういったところを紹介していくということを考えております。

今、左側に示したような事例のほか、ほかに読者に問題意識を持っていただくためにはどういった事例が必要かということにつきまして、御議論いただければと思います。

次、考え方を整理する上で一番大事なのがこの対応するためのフローですが、委員会でも、前回議論しているときに、対策が必要な土地における対応と対策が要らない土地における対応というところで、若干議論が混ざるところがございますので、今回、事務局のほうでそこは明確に整理させていただきまして、地歴をやって、汚染状況調査をやって、その結果、その汚染がいわゆる法や条例で対策が必要となるような、健康リスクがあるか、あるいは条例で言うところの一定濃度を超える汚染があって、周辺に地下水汚染が拡大するおそれがあるというときには、これは法や条例に基づく措置の中から比較検討していただくという流れですね。こちらについての考え方を、まだ対策が必要な土地における対応ということで、以降、③という章で紹介させていただきます。

こちらにおける対策、対応が終わって、あるいは、初めから調査の結果、周辺の地下水の利用状況等々も踏まえて、健康リスクなく、かつ、汚染の濃度も第二基準を超えないということで、周辺への地下水汚染の拡大のおそれがないというときには、こちらの赤いほうのラインですね。土地利活用時の変更方法をその際に比較検討するというところで、こちらでも合理的な対応を選択していただくということになります。

最終的に、これは合理的な対応ということで、変更を実施した後にリスク管理を継続するというところで、こういった中に全て関係者との調整のようなものも入ってくるというこ

とになります。

引き続きまして、まずは対策が必要な土地について説明をしていきますが、東京都のガイドラインについては、この赤いほうのリスクがない土地の土地利用時の改変方法の検討の部分が、むしろメインコンテンツになってまいりますので、最終成果物については、こちらですね。④で、後で紹介する内容を先に載せるということも今、どちらがいいのかということは事務局の中でも考えているところです。

先に、法令に基づく措置の合理的な選択の考え方ですが、対策を要する土地で土壤汚染に合理的に対応するための考え方として、大きく2つありまして、まずは、もう大原則ですが、法や条例に基づいて必要とされる措置を実施していただくこと。そのときにその選択に当たって、複数の工法を、環境・経済・社会それぞれの観点から比較検討して、選択していただくこと。これをシンプルに打ち出していきたいと思っております。

このために必要な各側面の負荷の目安というものをガイドラインの中で紹介する。それで、検討していただいた検討の結果については、法や条例の中で、土壤地下水汚染対策計画書の中ですとか、法で言うと、汚染除去等計画書の中に、措置の選択理由を書きいただく欄がございますが、こういったところの記載に反映していただくと考えております。

前回の検討委員会でも、物質ごとにいろいろと対応に差が出てくるのではないかというような話がありましたので、事務局のほうで案を整理したところです。VOC、いわゆる第一種につきましては、一定濃度を超えた場合ですとか、井戸がある場合というときには、法令、条例それぞれ、規制によって対策が必要になるわけですが、そのときもそれぞれ、求められる基準適合まででよいということ打ち出すということと、それ以外については、改変時の拡散防止で、場合によっては、VOCですので、長期的な浄化というものも選択肢に上がってきてもよいのではないかとこのところを挙げております。

また、重金属についても、一定濃度超過している井戸がある場合には、法や条例で求められる基準までの対策が必要であるということ。それ以外につきまして、少し考え方を分けておりまして、シアンや水銀といった、人為であったり、揮発性を有するような物質については、改変時の拡散防止だけが必要ではありますが、ある程度、ちょっと浄化も含めた対応もしてもよいのではないかとこのところ。

それから、自然由来レベルの人為汚染ということで、基準値をわずかに超える程度の汚染であれば、これは改変時の拡散防止のみでよいので、基本的には、浄化とか掘削除去のようなものはしないというふうに示していきたい。それと、いわゆるほんとうの自然由来・

埋立由来については、これはもうあることが前提なので、対策は不要であるということをしかりと伝えていきたいと思っております。

あとは、含有量基準超過の場合についても、掘削除去以外の舗装ですとか盛土における対策というものをまず考えていただくということです。

それから、第三種については、農薬の汚染はまず見つからないのですが、PCBについてはまれに見つかるんですが、これについてはどういったものを打ち出すのが正解かというのを事務局でも少々悩んでいるところですので、もし今日、先生方のほうで御意見があれば伺えればと思っております。

先ほどのような形で、一定濃度まで対策をすればよいといった中にも、さらに、いわゆる浄化、封じ込めが要るケースと、それから、モニタリングだけで済むケースというのがありますので、そのあたりをしかり分けて、モニタリングだけで済むケースについては、そういった選択も可能であるということも整理して、打ち出したいと思っております。

いずれにしても対策をするということになりましたら、後で紹介する対策手法一覧や、土地ごとの詳細により、複数の候補を比較検討して、合理的な対策を選択実施すると。その後には、汚染が残っていたとしても、対策を要しない土地というレベルになるということになります。

対策手法一覧のような表をこれから作ろうと思っております、その中で、今、これは中小事業者ガイドラインのほうに上げている措置の例ですが、今回そちらの方も含めて、いわゆる永年というか、継続して実施するモニタリングと立入禁止、それから、地下水汚染拡大の防止という、これまで条例では選べなかった措置についても追加する予定であります。

また、一覧の中で比較するときに見せるものとして、現在、経済的側面に当たる対策費用ですとか工期といったものについては、ある程度表にしてあるんですが、ここに環境的側面についても何らか見せたいというふうに思っております。ただ、何をここで並べて評価する指標にふさわしいかというところは、今後議論する必要があるのかなと思っております、まずは措置ごとの詳細なページを見ながら、少しいメージをご検討いただければと思っております。

措置ごとの詳細のページでございますが、こちら、それぞれのページに載せる内容の解説だけ、今ここでさせていただいております、具体的には参考資料7のほうを御紹介できればと思っております。

お手元の参考資料7のほうを御覧いただければと思います。こちら、前のほうも参考資料7を投影いたします。

こちらはまだイメージでございますが、例えば掘削除去を行うというときに、措置の方法の図と、それから、対策の具体的な措置の技術的な話と、留意点みたいなものと、それから、新しい部分としまして、工期費用みたいな。すみません、参考資料7は冊子の形になっておりまして、めくっていただいたページになっております。

それで、今回、中小ガイドラインで使っていた図をここは流用させていただいているので、こういったところを新しく加えたいというところだけ御紹介しますと、3番目の社会面や土地利用時の影響というところを、これはどういった影響が生じ得るかというところを文章で解説しているものです。

例えば交通の影響ですとか、あとは将来的な利活用時に土壤汚染が残置されていることによる影響があるかないかですとか、あと、対策後の管理コストみたいな部分ですね。こういったところも触れていくという予定です。

それから、5段階評価について、環境面で、例えば、これは大気汚染とありますが、CO₂排出量で換算しておりますが、そういったものが多いか、やや少ないかといったところが比較検討できるようなものを目指しております。こちらは掘削除去のもの、ほんとうにたたき台で、同じようなものを舗装でつくると。こんな感じになるイメージです。

こちらですと、例えば社会面で、いわゆる土の出し入れがないので、交通への影響が少ないですとか、あとは、ただ、舗装の維持管理というものは必要になりますよとか、そういった観点で評価を作ったりしております。

こちらは参考資料7の部分的な紹介になります。

また、資料2のほうに戻らせていただきまして、それで、資料2の先ほどの続きですね。措置の比較検討、15スライド目でございますが、今お見せした掘削除去と舗装を例えば比較すると、掘削除去については、経済面で、対策コストが大きいというところは特に大きな問題ではあります。管理コストは、ここはほとんどかからないというところですか、環境面、社会面についてもそれなりに負荷が大きいというところ。舗装については、そういった面で全体的に負荷が小さいというものの、こういった意味で、舗装のほうが当然、単純に見れば、より選択すべき対応かとは思いますが、そうはいつでも、さまざまな状況がございますので、その後の土地利用の予定ですとか、特段の要望があるかですとか、地域ニーズの部分ですとか、そういったところを総合的に考慮した上で、関係者の意

見も踏まえて、最終的には、これらの比較検討の結果、対策実施者が判断するというところを示していくということで考えております。

また、これもガイドラインで示すのはやっぱり一般的な内容なので、案件の事情に応じて、さまざま、景観ですとか機能保全ですとか、そういったところも含めて考慮する必要があるということも示していきたいと思っております。

こういったところで、措置の選択理由というものを、今回、条例の指針のほうで書くように促しているわけですし、施行通知の別紙の中で、記載例というものも示しているところです。特に現状ですと、選ばれやすいコストとか工期みたいなところだと思うんですが、下の2つのような、環境負荷と関係者の合意というところを、「比較検討」の視点をこういったところまで広げることを促していきたいと思っております。

あとは、コラムとして、早期対策の重要性みたいなものを作っていきたい。ここは今、具体的にどういうものを載せるかというのは決まっていないので、中小ガイドラインの図を一旦御紹介していますが、例えばGRツールを使って、拡散時の対策と早期対策の負荷の比較を示すとか、そういったこともあり得るのかなと思っております。こちらについては、後ほどの作業中対策のほうで議論した成果を反映していきたいと思っております。

続きまして、対策を要しない土地の合理的な対応ということで、ここはそもそも健康リスクがないということで、掘削除去をする必要はないところですが、こういったところで改変をするということになると、何かしら負荷が生じると。これについてはどうやって合理的に対応するかということになります。

そこで、マッチング・コーディネート的重要性ですとか、比較検討、それから、長期的な管理といったところについて、それぞれポイントを挙げて、紹介した上で、参考となる取組を事例集で多く紹介していきたいと考えております。

マッチングの重要性につきましては、やはり目的をしっかりと持って、土地所有者さんも、開発事業者さんも当たっていただくということが当然重要だと思っております。この目標の達成のために、サイトの土壤汚染があるかないか。あるいは土壤汚染については、詳細調査で詳しく状況がわかっているということが前提だと思っておりますが、そういった土壤汚染の状況、程度ですとかそういったものがどのように影響するのかということを考える必要があると。

このときに不動産仲介業者さんがこういったところを、専門性を持って、お互い土地を

持っている方と、土地を利用したい方をマッチングしていただくということが重要だと考えております。そのための参考となるようなものをコラムで紹介したいと思っております。

次は、コーディネートという言い方をしていますが、ここにあるように所有者さんが売却前に汚染をとりあえず除去しましたと、埋め戻しましたと。あと、次に引き続いて、その土地を使おうとする方は、その埋め戻したところをまた改変するというので、最初にも挙げたような事例ですが、これはよくあるケースかなと思っております。

やはりこの対策をするときに先の見通しを立てることが合理化のためには重要だろうということで、可能であれば、対策から建築まで一貫してコーディネートすることが望ましいということで考えております。これは、そのためにはどういった対応が必要かみたいな考え方とかヒントも載せていきたいと思っております。

次に、対応の比較検討・選択するときの基本的な考え方ですが、今回は土地利用の場面ということで、基本的には何かしら根切りがあったり、そういった形で、土壌の掘削を行うことは避けがたいと。そうであるならば、不要な掘削は行わないということを原則にするということだと思っております。

具体的には掘削範囲を最小化するというのと、掘った土を可能な限り、法令で認められる範囲で有効活用するというので、具体的な対応の例というものも参考資料7のほうで紹介しておりますので、こちらをスライドに映させていただきます。

先ほどのページの次かと思いますが、対策の比較検討というところで、例えば基礎の下に残置するですとか、同じ区域の中の区域間移動ですとか、あとは埋戻しの土の工夫ですとか、あとは認定調査というものが受けられるということですし、あとは運搬のときのCO₂なども考える必要があるのではないかとということですし、そういったところを、ポイントを上げて紹介していくということを考えております。

こちらについても、またもとのスライドに戻ります。続きまして、対応を比較検討するときに、利害関係者との調整というのがポイントになってくるということで、こちらについては、現在いる利害関係者のほかに、今後、土地を利用する方ということも想定、マーケティングして、その方がどのようにこの土地を利用するのかということ考えた上で、対応を比較検討するということが重要かと思っております。

特に、今後土地を利用する方が、汚染が残置された土地を管理していくので、その方がほんとうにどうやったら管理できるのかということ踏まえて、対応していくことが重要かと思っております。

土地改変時の環境負荷の軽減につきましては、まず施行基準の遵守というのが大原則になりますし、それから、条例の指針に周辺環境保全対策をいろいろと載せておりますので、これもやっていただくという。これは必要に応じて実施と書いているんですが、積極的にできるだけやっていただくというところが重要なことと思っております。

また、埋戻し土壌の調達の際に、自然環境保全にも配慮と書いてございますが、例えば埋戻しの土壌に、山砂を切って持ってくるというようなやり方は自然破壊にもつながるといところで、できるだけそういった新材ではないものを使うですとか、そういったところも重要なことと思っております。

また、施行時の緑地保全ということですが、例えば掘削除去なり、舗装するというときに、既にその土地にあるような緑地ですね。そういったものをあえて破壊するようなやり方ではない方法も検討するべきではないかという提案でございます。

それから、汚染土壌、運搬・処理に係るような、そのサイト以外での環境負荷というのも検討するべきではないかという提案になります。

それから、長期的な管理のためのポイントでございますが、やはり形質変更時要届出区域として、その土地を管理していく上で、どういった対応が必要なのかということについて、管理することへの不安を払拭することが重要というふうにしております。具体的に、例えばひとつ、施行の段階で、ここの土地は何かしら汚染が残置されているということがわかるような目印的なものを入れていくというのが、いわゆる施工のときに気が付くといところで重要なことと思っておりますので、こういった工夫をすることの提案ですとか、あとは12条、16条といった土対法上の手続きにつきましても、こういったときに必要ですよということを詳しく解説する。その中で、一度、建物の運用が開始されれば、そうそうこういった手続きは生じないので、それほどご心配いただかなくても大丈夫ではないかというふうに受けとめていただくようなことも示したいと思っております。ほかに、この観点からどういった情報があると有用かということも御議論いただければと思います。

続きまして、事例集、ケーススタディということで、ここは肝かと思っておりますが、この対策から土地利活用までを通じた合理的対応をなるべく多く、今のところ、10から15事例というイメージですが、紹介していきたいと思っております。

こちらについては、本当にそういったものを行ったという事例だけでなく、現在、届出の中からあった事例を少し膨らませて、こういった対応ができたのではないかというようなところも含めて、事例を作っていこうと思っております。

合理的な対応の事例集（イメージ）ということで、こちらも参考資料のほうにも事例を紹介しているところがございます、これも見開き両面で、左側が合理的な対応をしなかった場合と、右側が実施した場合ということで並べてみるようなものを作ろうとしているところです。

こちらもまた参考資料7を少し紹介させていただきます。参考資料7のほうには、利害関係者の一覧ですとか環境負荷の一覧といったものも載せてございますが、その次のページから、合理的な対応の事例集ということで、例えばこれは敷地内全域について区域指定を受けるような形で、工事の合理化を行うというようなケースを一つ紹介してございます。これは通常の施工をした場合ですが、全面指定をすることで、土の移動とか仮置きも自由になったり、最終的に汚染土壌で盛土をして、その部分に植栽帯を設けて、地域の景観向上につなげるというようなご提案。

それから、もう1つ、例えばこれも施工の時期をうまくずらして、汚染土壌の搬出量を減らすというような部分をちょっと提案している事例で、これは通常の施工ですが、ここはちょっとややこしいですけれども、一旦、浅い土壌のところは掘削除去して、そこだけ埋め戻して、土地を有効活用すると。それからあと、別の時期に、また値切りに必要な部分だけ除去して、一部、埋戻し土壌に既に使った適合土を使うと。あとは、集約した土壌を2階までのスロープみたいのところを使うというような、そんな事例なども今、挙げております。

それからあとは、シナリオを幾つか紹介して、検討しておりますが、例えば土地取引を現状のまま行うような、それで、そのときにどういった条件で引き渡すかみたいなものですとか、あとは指定解除を行わずに、共同住宅を建設した事例ですとか、あとは学校の改築の際に、基準不適合土壌を残置してうまくやったケースですとか、そういったシナリオを今、考えてはおります。でも、このシナリオについてもどういったものがあると適切かということについて、ご提案いただければなと思っているところです。

資料2のほうに戻りまして、今のは事例そのものでしたが、これを進めるときにどういった考え方で進めていけばいいかというようなフローみたいなものを少し具体化したものを挙げております。先ほど紹介したものと同一事例ではないので、説明があれですが、土地を売却しようと思ったときに汚染の状況、やりたいことが明確化か、どういった対応が必要かと。次の土地活用が想定されているかと。誰と話をしていくかということと、どういったことが選べるか。

そういった中で、各側面、どういった負荷が生じるかというようなどころを見比べて、比較検討すると。最終的に関係者間でいろいろ相談した上で、これにしましょうと。実施していただく内容の中でも環境配慮というようなどころを考えていただきまして、最終的にどうやって管理していくかというところまでやっていくと。流れとしてはこういうことかなと思っております。

最後に、より進んだ取組を目指す方に向けて、SRのことを紹介すると。SRにつきましては、やはり大規模な工場跡地ですとか、地域全体に影響するプロジェクトなどで適用するのがふさわしいというところでは。

これは下にあるとおり、困難なプロジェクトをいかにして実現するかという場面で有効であると。まさにこれは持続可能性という観点からやっていく取組ですので、より高い意識を持って利害関係者とかかわることが求められるというところでは。

また、三側面のバランスをとることが重要というところも言われております。こういったところは、本当により進んだ取組を目指す方に考え方を紹介するということで、さらに合理的な対応のレベルアップというものにもつなげていきたいと思っております。

資料2の説明は以上になります。

【細見委員長】 資料2と、それから、参考資料をかなり速いピッチで説明していただきました。もしフォローできなかつたら質問も含めてお願いしたいと思います。

まず質問とか何か受け付けてから、幾つか課題について質問したいと思いますので、今御説明のあったところで不明な点とかコメントとかありましたら、まずそこから伺いたいと思います。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 非常に細かく検討していただいている、いいと思います。全体の考え方は、先ほどの資料1とも関係するんですけど、土壤汚染対策をアセスのように考えるという趣旨なんだなと思って、伺っていたんですけども、それは一つの考え方だと思いますのでよろしいかと思いますが、やや気になるのは、どうしても掘削除去して売却したいという人もいることはあるわけですね。それをやめさせるわけにはいかないと思うんですけど、そういう人はこの環境・社会・経済の要素の考慮というのはどういうふうになるのかなというのが、あんまりいい例じゃない話で申しわけないんですけど、一応お伺いしておきたいというのが一つございます。別に意地悪なことを言っているわけじゃなくて、そういう方もいることはいると思うので、どう考えるのかなということです。

あと、2つ目にお伺いしておきたいのは、これは技術の先生のほうにお伺いしたいところですけど、封じ込めというのは、本当に合理的なのかと言われると、なかなかケース・バイ・ケースかもしれませんけど、封じ込めが何十年もつとつかというのは大体わかっているのでしょうか。

将来はまた汚染が出てくる可能性もあるということは、ケース・バイ・ケースだと思うんですけど、それは全く考えていないけれども、こういうアセスみたいなことをやるんだったら、ひょっとしたら、どこかで考えなくてはいけないのかもしれないと思います。掘削除去と厳密に比較するのであれば、ひょっとしたら考えなくてはいけないかもしれませんが、これは結構難しい問題だと思うので、問題提起だけしておきます。

あともう1点だけ申し上げておきたいのは、この「合理的」という言葉は、リーズナブルという言葉で、本来の意味であれば大賛成ですが、雇用など、会社のほうの合理化と同じような意味で受け取られると、さきほど佐藤委員がおっしゃったことにも関係しますが、とにかく安くするというふうに受け取られる可能性もあるので、その点は少し注意したほうがいいと思います。

さきほどおっしゃっていただいたように、SRの推進というのは全然そういうことではなくて、ほんとうに合理的にするという意味だと思うので、内容は全く異存ないですけども、言葉は誤解されるおそれがあるという点は多少心配でございますので、一応申し上げておきます。

以上です。

【細見委員長】 ありがとうございます。

【大塚委員】 面倒くさいことばかり言って申しわけありません。

【細見委員長】 対策の手法の中で、ほんとうに早く売りたいという、そういう点も当然あるかと思いますが、そのときの評価というか、経済的な側面ですかね。環境側面。

【大塚委員】 最初の質問はどこかで答えていただけるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

【細見委員長】 どうですか。大丈夫ですか。

【矢野課長代理】 SRのほうでもこの辺はよく議論になっていて、やはりどうしても、どんなに負荷をかけても売りたいという人を止めることはできないと。それがやはり基本的に、あくまでも対応をどうやって選択していただくかと。そのときにやはりどうしても

売りたいから全量除去という前に、一歩立ちどまって、そういったところもいろいろ考えて、もう一つ別の道がないのかと。考えた上で、やはりこれしかないというところを止めることはできない。この合理的対応ガイドラインに沿って対応したとしても、同じように全量除去を選択することはあるとは思っております。

【大塚委員】 その場合、三側面はどういうふうを書くことになるんですか。この3つの側面は。

【矢野課長代理】 今のところ、こちらが考えていますのは、各側面について、いわゆる対策が必要なほうの措置の詳細のところ、例えばのところに書いてある内容がどうしてもそのまま使われるのかなと。スライドの16での措置の選択理由に、関係者の合意というところで、土地所有者と、例えば売り主との間で意見交換を行った結果、環境負荷等が大きいことは把握しているものの、何かしら契約上の要求事項で掘削除去を選ばざるを得なかったためなどを書いていただければ、何かしら考えていただいた形跡になるのかなとと考えてはおります。

【大塚委員】 わかりました。すみません。もう一点申し上げておきたかったんですけど、これも申し上げるだけにとどまると思うんですけど、掘削除去の問題の一つは、途中で搬出するとき不法投棄されることにあるわけですね。これは違法なことなので、考えないということが行政のほうからするとなってしまうところがあるかもしれませんが、一つの大きな問題です。ただ、これは、アセスにはなじまないかもしれないので、ここには出てこないということにするしかないんですよ。実際には、途中でどこかにばらまく可能性がなくはないわけですよ。もちろん適正にやっておいていただければ問題ないんですけども、封じ込めとかのほうはそういう問題がそもそもないというのは、環境リスクの面からはあることはあるので、それは一つのポイントなんですけど、ここには書けないということですよ。

【矢野課長代理】 書き込もうと思えば、スライド14にあるような措置ごとの詳細のところ、この留意点みたいなところで何か書くかどうかというところなんですけど、そのときに運搬のトレーサビリティを厳格に行うことが必要ですとか、そういったことを書くような対応になりますかね。そういったおそれがあるとか、リスクがあるというのはなかなか法令遵守を前提としている以上、書きにくいんですが、おっしゃっていただいたような注意点が必要だということは確かに入れようかと思っております。

【細見委員長】 その点は、例えば運搬・処理のガイドラインとかがありますので、そ

れに基づいて、適切に行うことというぐらいかなと思いますけど。封じ込めの技術的な観点から、鈴木委員、何かありますか。

【鈴木委員】 一番難しい問題だと思いますが、基本的には封じ込めはやはり永久構造物。当然、地震とか災害の管理は必要だということで考えていますが、それ以外での劣化は今のところ考えていないというのが現状だと思います。

【大塚委員】 ないと考えていいということなんでしょうか。

【鈴木委員】 そうですね。リペアするという話はほとんどないですね。

【細見委員長】 どうでしょうね。モニタリングをするかどうかは別ですが、必ずしろと言われているわけではないですね。

【鈴木委員】 そうですね。封じ込めが完成したかどうかという確認のモニタリングは当然やられています。それからあと、その土地が法的にはまだ形質変更時要届出区域ということになりますので、その中での封じ込め構造の管理というのは望ましい基準ですけども、きちんとやっていかなきゃいけないという概念は入っていると思います。

【細見委員長】 おそらく封じ込めに似た盛土に関しても、50センチなら50センチが確保されているかということは、何らかの形で管理は。

【鈴木委員】 されている。

【細見委員長】 されているものだという、やっぱりすべきであると思います。

【大塚委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 あと何かありましたっけ。これでよろしいでしょうか。ほかの委員の方の発言もお願いしたいと。よろしいでしょうか。

じゃあ、鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 幾つか質問ですけど、まず最初に、今回のこのガイドラインの位置づけというか、4ページ目に対象者ということで書かれています。その中で、一番下にコメ印で2つ挙げられていると思いますが、いわゆる小規模、中小事業者のためのSRについては別途書きますよと。それから、逆に今度は大規模である公共事業についても別途書きますよということなんですが、この位置づけですが、このガイドラインには全く書かないということなんでしょうか。それともその中をそれぞれ転用するという意味なのか。もし全く書かないんだとすると、やはりこの合理的なガイドラインの中にも、それはその旨、きちんとどこにあるということは書かなきゃいけないと思うんですが、特にちょっと気になるのは、公共事業をここで書かないと、ガイドラインの位置づけとして、もともと公共事

業は、SRが一番やりやすいと思うんですが、どこに焦点を絞るか、ちょっと厳しいのかなというところもあるので、そこら辺のイメージをもうちょっとわかるものがあつたら教えていただければと思います。

【矢野課長代理】 公共事業については、別途編集予定としておりますが、実際のところ、例えば最後の⑥の「より進んだ取組を目指す方へ」というところで、地域全体に影響するプロジェクトなどというときに、やはり公共事業のようなものを想定せざるを得ないと。そうしますと、ここの中で実際にほんとうに対応していくための細かい場面を検討したようなものの資料は別途つくるものの、考え方の骨格みたいなものは一度、公共事業にも適用できるようなSRの考え方を整理できればというふうには、担当者としては思っているところです。

【田中課長】 すみません。よろしいでしょうか。

【細見委員長】 はい、どうぞ。

【田中課長】 補足ですが、基本的な考え方については、公共事業もその他も変わらないとは思いますが、そこは全てこのガイドラインに盛り込んでいくということで考えています。公共事業編は、今回作ったガイドラインの中から、先ほどおっしゃっていただいたとおり、編集して、抜き出して、作る。ただし、公共事業独自の観点などもあるので、そういうところは加筆していくことで考えております。

【鈴木委員】 わかりました。

【細見委員長】 一応基本はこれにしておいて、さらに中小企業の場合には、それ特有のものをこれに付け足すとか、あるいは公共事業の場合にはここから一部を抜き出して、それ用にすごく特化してやるという形で、これは基本になる考え方のまとめだということでもよろしいでしょうか。

【田中課長】 はい。そのように考えております。

【細見委員長】 徳永委員。

【徳永委員】 お話を伺っていて、僕にとって非常にわかりにくかったのは、何に対して合理的なのかというのを言わないから、答えは決まらないんじゃないかという気がするわけです。大塚先生がおっしゃっていたことはそういうことかなと思いつつ伺っていたわけですが、それが一つと、もう一つは、ヒエラルキカルに違う階層のものが、今日の御説明の中ではあまり整理、すみません、大変失礼な言い方を。言葉を選べないので許していただきたいのですが、少しそういう気がしていて、その意味で、よくSRというのを、

僕はまだ勉強がきちっとできていないですけど、それを紹介にとどめるということにしたことが、実は整理の仕方を難しくしていることはないかなというような気がしています。

すなわち、例えば6枚目のスライドですか。6枚目のスライドの資料集の中で、環境的な側面の評価指標と評価方法とか、経済的側面、社会的側面の評価指標と評価方法というのが仮に、あるいはエスタブリッシュされているものがあるとすると、それをにらみながら整理していくというようなことが一定程度できると、ぶれが少なくなるんじゃないかという気がするんです。例えばさっきおっしゃったような、早く売りたい人にとって、最も合理的な解はAであるとかね。そうじゃない人は違う解ですというような中で、整理をしようとする、何か物事が決まらないんじゃないかなという気がして、その整理をどういうお立場でやろうとされているのかということがもし決まっていたら教えていただきたいということと、もし決まっていないとすると、やや概念的かもしれないですけど、一定のそういう考え方の整理をした上で、プラクティカルにはこういうふうに整理しましょうという二段構えみたいなものを考えるというのもあり方として、整理の仕方としてあるかなと思ったというのが。後半はちょっと感想ですけども、どういうイメージで全体の合理性というのを考えていらっしゃるのかというのをまず教えていただければと思います。

【細見委員長】 じゃあ、事務局。

【田中課長】 ありがとうございます。まず合理的ということについては、きちんと整理もしていきたいと考えておりますが、まずここに書いている経済的で社会的、そして、環境。それに配慮して、バランスのとれている対策が合理的だということで、まず考えているということです。

資料2で、6ページのところ。このSRの後半の資料集についてですが、評価指標を用いて評価していくとなると、この本格版のSRというものは、この評価自体にかなり大変な作業が伴うというところがございます、それで我々東京都がつくるガイドラインでは、誰でも東京都に届け出をする人が活用できるようにというものを目指しております、例えばこの資料2の14ページのスライドになりますが、非常に小さくて申しわけありません。「③措置ごとの詳細」と書いてあるものですが、この絵ですね。ここに工期、費用、環境とか、こういったマークで示しておりますが、参考資料の評価指標も一部用いながら簡略化したこういったマークのような定性的評価を見ていただいて、複数案を比較することにより、合理的に対応していくということできないかということを考えているところであります。

【徳永委員】 よろしいですか。

【細見委員長】 はい、どうぞ。

【徳永委員】 私が申し上げていることは、厳密に物事をしないと進まないからということをお願いしているつもりでもなく、ただ、考え方として、合理的に土壌汚染対策をしますということはこういうことだと共有しないと、包括的なものというのには仕上がらないのではないかなという気がして、その先が定性的であるというか、さまざまな価値判断が入って、答えが少しずつ違うということは十分あり得るという理解はしているんですが、その前段階のところのステートメントが書かれていない中で、合理性という言葉だけが進むと、どこにでもおさまるというか、おさまらないというか、そういうところに行き着くことを少し危惧して、発言をさせていただいたわけです。

【田中課長】 ありがとうございます。すみません。確かに今回の資料の中で、その「合理的な」というところの説明が不足していたところもありまして、そこをもう少し良くまとめたいと思います。

すみません。例えば資料1の3ページ、また1枚目に戻っていただいて、ここで、環境・社会・経済で、矢印が出て、最適な土壌汚染対策と書いてあるんですけども、第1回の委員会のときに、この三側面を考慮して、「最適な」というふうに言うと一つに絞られてしまうのではないかというのがあって、この「最適な」というのを、「より合理的な」という言葉に言いかえてはどうかという御議論がございまして、この三側面を踏まえて、「より合理的な土壌汚染対策」と言うときに、複数案を提示して、この三側面を踏まえて考えていこうと。それを「合理的な」という形で今回表現しようということだったんですが、そこを今回の資料にしっかり書き込んでいなかったのも、その辺、今後ガイドラインを作っていく上ではそこをしっかりと踏まえていきたいと思っています。

【鈴木委員】 関連しての話でよろしいですか。

【細見委員長】 どうぞ。

【鈴木委員】 最初のほうで出てきたと思いますが、過剰な対策、過剰な措置とか過剰な対策。「過剰な」という言い方が掘削除去にはありますね。その「過剰な」というところをうまく表現できると一番いいんだと思うんですね。そうすると、その合理性のところというのがわかると思うんですね。ところが、やはりこういう星取表でもなかなか難しいのはもう僕も何回か考えたことがありますので、わかるんですけども、何かそういうところが見せられるようなものになれば、きっと合理性の到達点というのもわかりやすいのかな

とは思いますので、ぜひともまた何かうまく検討を1回していただければいいのかなという気がします。

【田中課長】 ありがとうございます。

【細見委員長】 今のそういう意味では、参考資料7のあたりに事例集を示していただいている、掘削なのか、掘削以外の手法はこんなものもありますよと。だとしたら、こんなメリットもありますよというのは一応ここに記すつもりなんですね。

【田中課長】 委員長、ありがとうございます。参考資料7の中で事例を示していきませんが、良い事例だけ示しているとわかりにくいという御意見もこの間いただいています、「過剰な対策」というのを左側に示して、それに対して合理化したらこうなるというのを右側に示してというふうに事例を2つ並べて示すことで、よりこういったものが合理的な対応なのではないかということをつわり易く示していくようなガイドラインにしたいとは思っております。

【鈴木委員】 今のお話はわかりました。後半のところの⑤というシリーズでそういうことをやられていくという考え方。それは一つの方法だと思いますので、またできたところで見せていただければと思います。

あと、ついでながらですが、2ページ、3ページの措置ごとの3のところ、これは前からそうなんですけども、右に行くほど、星というか、この数が多いほど、実は悪い状態なんですよね。コストもかかる、環境負荷もかかるということで、この点が少ないほどよりよいということに、これはなっていると思うんですが、何かやっぱり、私の感覚なのかもしれませんが、星が多いほうがよりいいものだと、パッと見ると、間違えて感じてしまうということがありますので、この中に、それだったらスケールで、ヨシが多い、環境負荷が多い、少ないとかですね。そのスケール感を入れていただいたほうが、パッと見たときにわかりやすいのかなと思いますので、ぜひそれをご検討いただければと思います。

【田中課長】 ありがとうございます。

【細見委員長】 省エネルギーという観点だったら、丸がいっぱいついているほうが、明かりがついているとよくわかると思うんですが、今回、逆なので、その誤解があるかもしれません。これも表現の仕方ですので、考えてみたいと思いますが。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 まず、この合理的な対応ガイドラインの対象者の考え方について、法律相談としては、土地の所有者だけではなく、よく売主、買主、賃貸人、賃借人等の多様な

方からのご相談が多いです。合理的な対応というところを考えると、売主というのは、将来、土地利用をしない前提のため、利用に合わせた合理的な対応を望むか疑問です。また、賃貸借の場合、賃借人は利用期間が限定されて、交替する可能性があります。商業地、工業地、住宅地等ではほぼ同じ利用状況が継続していることがあります。

ということで、誰にとって、一番合理的な対策が必要かということ、土地を利用する人が自分の利用方法に合わせて、長期的な利用、短期的な利用、あるいは深度利用も含めて、合理的な対策を選択できるようにすることが、一番わかりやすいと思います。ですから、売るだけの人に合理的な対応を求めるといのは、いかがでしょうか。契約当事者間で、利用者の利用状況に最も適して、かつ、環境負荷が低いかが重要だと思います。封じ込めをして、次に利用方法が変わって、それを全部壊さないと建物が建たないというのだと、もう封じ込めた意味がないわけですね。封じ込めをすることが適切なのは、多分長期的に利用する前提で、自分の利用方法に合っているから多分そういう選択がいいんだと思うんですね。

具体的な利用状況に合わせた合理的な対策というのが必要であることを考えれば、この当事者も、売買や賃貸借の当事者が、あらかじめ土壌汚染の調査結果や、調査結果の利用方法について協議をし、利用方法への影響をシミュレーションして、取引をするという形であれば、合理的な対策が進みやすいと思います。

また、特に不動産の売買の場合には、なぜ浄化するかというと、浄化したほうが高く売れるからなんですね。一方で、土壌汚染の責任を売主が、免責してもらえば、一番早くて、一番確実に売れるわけですね。つまり、自分で対策するよりは、1,000万円を限度に値引きしますと、あとは免責ですと言ってしまえば、売買も早いし、それから、賃借人は、新しい借り主はその範囲で合理的な対応ができるわけですね。そういうさまざまな契約的な手法を使って、合理的な対策を進めるといのは、私は実務的には非常に有効だと思います。

【細見委員長】 誰か。関連して？

【小野委員】 じゃあ、大塚先生。

【大塚委員】 関連して申し上げます。佐藤委員のご指摘の点はもっともなんですけれども、都の発想は、アセスと基本的に同じ発想なんですね。私がさっき言ったことと関係するんですけども。土壌汚染の問題の、アセスとの最大の違いは、売買とか賃貸借などにより、別の主体が出てくるというところなんですね。だから、この3要素で考えることに

ついて、アセスはこうあるべきだという議論はあるんですけども、土壌汚染は違うことは違うんですね。

したがって、売主にとっての合理性と買主にとっての合理性は違ってくるといのは、あることはあるので、厳密に、あるいは、少し細かく議論しようとする、ちょっと困ることが本当は出てくるというのが、今、佐藤委員がおっしゃったことなんだと思います。先ほどご指摘のあった、免責をしてしまうというような話は、最近、実務ではそういうことをやっているようですけど、そういう話も関係してくるので、そこまで行政が立ち入るのかという話になってくるのかもしれませんが。多分行政は、これを売主と買主と分けるというのはいりやらないとは思いませんが。

利用者のことを考えるのが確かに一番合理的ということかもしれないですけどね。とにかく、このアセスの議論は、同じ人が所有し続けているケースに適合的であることは確かだとは思いますが。コメントのような発言ですみません。

【小野委員】 関連してすみません。ヒントになるかわからないんですが、このガイドラインの中に、不動産業者の立場からすると、こういう話合いが必要ですか、売り主、買い主の何かコーディネートという話があって、その中にこの話合いのフローというか、事例として、こういう場合は、誰と誰が事前に話し合っておくべきですみたいな、さっきの賃貸借で免責とかそういう話は、細かくはあんまり書かないけれども、事前にこことこのコミュニケーションが必要すみたいな、技術的なメソドロジーの事例もそうだけれども、話合い方の事例みたいなのも載せておくというのはいいのかなとちょっと思いました。

【佐藤委員】 まさにそういう趣旨で、コミュニケーションの促進ですよ。コミュニケーションを分断すると、分からないのでどうしても過剰な対策が求められる。売主、買主、それから、その次の買主が選択する不動産の建設会社とかディベロッパーとか、関係者があらかじめ土壌汚染の情報を共有した上で、最適な方法を選択できるように契約をしていくという、そういうコーディネーションが必要だと思うんですね。

それが、そういうコーディネーターの助言が適切であると安心感が生まれるので、合理的な対策に落ちついていく可能性が高いと思います。今、情報の分断があるために不安があって、不安があると、とにかくきれいにすると。本当に浄化が終わったかどうかは分からないが、手順上はきれいになった前提で、次の開発方針に行けるわけですよ。

建設的なコミュニケーションというものをどういうふうにつくるかというのが大事じゃ

ないかなと思います。

【大塚委員】 いいですか。

【細見委員長】 はい。

【大塚委員】 ついでだからお伺いしておきたいんですけど、実務もどんどん変わっていくと思うので、関係者の方にお伺いしたいのですが、昔よくあったのは、まさに掘削除去して、まっさらにしてから売ったほうが高く売れるからという観点だったと思うんですけど、今、佐藤委員が言われるようにするのは非常にいいと思いますが、それでも汚染があったことは知られてしまうので、やっぱり掘削除去したいという売主が残るのかもしれないという気もしますが、そこは大丈夫でしょうか。実務がどういうふうに変わっていくかが気になります。それこそ汚染度マップみたいなのをつくれば、そういうことはなくなるんですけど、これはこれでまた大変なのですが。はい、どうぞ。お願いします。

【佐藤委員】 私の経験では、物流倉庫などは、湾岸地帯にあって、比較的大きい土地が必要ですので、土壤汚染がある状態で売買していると思います。また、M&Aなどでも、一定の程度でリスクヘッジしながら契約を成立させています。

【大塚委員】 あの辺はもう汚れていることが一般的にわかっているんですよね。

【佐藤委員】 そうですね。高速道路の近くで、昔、工場用地だったみたいなどころも結構あって、産業形態が変わると、いろいろな土地利用が変わるんですけど、でも、あんまり細かいことを言わないで、とにかく有効利用しようというような人が増えているように思います。私もできるだけ一定の契約的配慮をした上で、事業を前に進めたほうが、結果的に社会的コストが低いという気がしますがね。

【細見委員長】 いろいろこの「合理的な」ということのガイドラインと、それから、具体的な対象者という意味で、今回いろいろ事務局のほうで、誰を対象としたガイドラインをつくるのかということで、できるだけ考えていただいた結果ですけれども、土地の利用者が最も有効なのではないかというか、そういう観点の御意見と、それと、私は、今日伺っていて、コミュニケーションというのを単なる技術的な議論だけではなくて、その順番とか、誰がとかというようなことも少し事例集に入れていただくと、今回、私たちが目指しているハードだけではなくて、ソフトの面も含めて、いろんな対応策がありますよというのを社会、経済、環境的な3つの側面からバランスよくしたいと。どこかに偏るわけではないと。

ただ、徳永委員が言われたように、それでもまだわかりにくいという人がいらっしゃる

のではないかと。多分、発言しそうになっておられますので。そこはちょっと、今回のガイドラインで全て解決するのはなかなか難しいと思いますけれども、とにかくいろんな対応の仕方があるんだというのを少し、まず知っていただくためのガイドライン。いきなりSRの手本はつくらないというところから出発していますので、こういう事例があったらわかりやすいのではないかとというような提案をいただいて、それを盛り込むようにしていくと、私は、事例集を充実させて、その中から私たちが狙っているような合理性という、合理的なというのが見えてくるようになるとありがたいかなと思っています。もし合理的なものをうまく誰か提案していただければ、それを採用したいと思います。

【石崎委員】 私のところというか、事業者側からすると、いろいろ今御議論を拝聴していて、一番理想的なのは、その土地が自分の持ち物、まあ、企業の持ち物ですね。それで、当然、土壤汚染していたとしても、例えば廃業しますよとか、次の利用を考えたときでも、要するに、ソフトランディングできるだけの資金力がある。これが一番、Aパターンというか、一番理想的なパターンですよ。

最悪のパターンというのはハードランディングしたとき。資金力もないし、その土地が借地で、汚染している。その土地がもう既に破産管財人の管理下にあるという、非常に複雑な状況に陥っている場合、これはもう一番最悪な場合ですよ。

でも、例えば途中のケースで、1日、2日前も相談を受けたんですけど、その会社は、ある意味、ソフトランディング。ただ、土地は借地なんですよ。そうすると、地主は多分、まっさらな土地で返せと言いますよねと。これが果たして、今御議論を伺っていて、過剰なのかどうかというと、原状回復ですよ。となると、地主からすれば、過剰な対応ではないわけですね。原状回復して返せと言っているわけですから。汚染していない土地にして返してよと。汚染していない土地で貸したんだからと。

だから、その辺のところの議論がちゃぶ台返しみたいになっちゃうんですけど、最高にいい条件の場合と、最悪な条件の場合とか、やはり実際、事業者にいろんな事例を意見聴取しながら、そういう事例。先ほど佐藤委員が言われていたように、確かに私はそういう事業を営んでいる組合の担当もしているので、確かに購入するところがリスクに応じて、例えば1,000万とか5,000万とか負いますよと。だから、免責でいいですよと言っても、よく、笑っちゃう話ですけど、実際掘削してみたら、ものすごく汚染していて、そんな免責では足りないという事態になると、じゃあ、今度はどこが責任を負うんだということで、もう工事が停止しているところとか、事例としていろいろあります。

なので、どこを基準にするのかというところが非常に難しいですし、そういう事例をいっぱい挙げていくと、それこそ身動きとれなくなっちゃうので、ある程度のところで押さえたほうがいいのかなと思いつつ、実際、我々事業者としては、そういう事例に数々直面しているというのが事実ですので、先ほど委員長がいろいろ事例あったほうがいいよねということで、一部だけ紹介させていただきましたけれども、先ほどもお話ししたように、私の名刺に書いてありますように、公害防止協同組合という組合の担当もしていますので、ありとあらゆる滑った、転んだに遭遇していますので、その辺はなかなか難しいんじゃないかなというのが私の感想なんです。一般論として言うてしまうというのは、十把一かばらげにしちゃうというのはちょっと無理があるかなと思うので、事例集であれば、その辺のところを盛り込んだものを出していただけると、事業者としては少しでも不安の解消になるのかなと思いますけど。

以上です。

【細見委員長】 ありがとうございます。何か事務局のほうから。どうぞ。

【大塚委員】 いいですか。あまり私がしゃべっても申しわけないんですけど、石崎委員がおっしゃっているように、賃貸借の場合は、原状回復の義務があるんですよ。だから、売買の場合と違うので、原状回復しないといけないので、法律上、むしろ通常は掘削除去しないといけないんですね。

なので、特約でも結んでいけば別ですけど、普通は、おっしゃったように原状回復しないといけないので、そういうケースもあるので、全ての場合について、これで合理的だというのは実際には難しいわけです。だから、このやり方ですと、非常に一般的なものと出すということに多分なると思うんです。私としては、今回、一番やりたいと思っていられるのは、措置を選択するときに理由を書かせるというところではないかと思っていました。

やや繰り返しますが、さっき佐藤委員が言われたように、何が合理的かは売主と買主の場合で違うし、売主にとっての合理性というのは、自分がこれから使うわけでもないのに、ここで考えている合理性とは違うというのもそのとおりだと思いますし、賃貸借の場合はまた別の話が確かに出てくるんですが、そういうことを参照した中での非常に一般的なことを示しているということになってしまうのではないかと思います。もしそれを分けて書くとする、それはそれで結構大変なことにはなるかなと思います。

【志村部長】 よろしいですか。

【細見委員長】 はい。

【志村部長】 いろいろと御議論ありがとうございます。御議論を聞いている中で、やはり、誰にとって合理的かというところを絞らないとなかなか難しいだろうと思いました。このガイドラインを作るときには、これはさすがに不合理だろうという例として考えたのが、掘削除去により、汚染のあるところを取って、きれいな山砂で埋め戻して、にもかかわらず、またそこを、今度、開発のほうで掘る。これは何とかできないかなとの思いでした。自分で開発するケース、あるいは、売却した後に売却先で利用するケース、あるいは、借地であって返還した後に、大家さん、地主さんのほうでやるケースというのを、今考えてみると、自らいろんな手だてを、土地を利用する権利を持っている方と、それから、売り手とか大家さんに返してからというケースと、2つのケースを分けなくてはいけないなと思いました。

それから、いろんなケースがある中で、全ての状況について、全部これで解決できるというふうには考えていなくて、そういった意味でも「最適な」という表現をやめたんですけども、ある特定のケースにおいては、こういうやり方をすると、より合理的なのではないかという例を幾つかのパターンだけでも出せば効果があると思っております。

ですから、このケースでは適用できないという例が出てくるのは仕方がないと思っております。適用できるケースを絞った中でも、こういう対策より、こちらの方がより合理的だという例を少しでも多く挙げられれば良いという思いで作っております。

その辺の整理、切り分けについては、今後また事務局のほうでも、なるべくわかりやすいように整理していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【田中課長】 1点だけ別の観点としまして、資料2で言いますと、18・19ページぐらいのところになるんですけども、今御議論いただいた中で、コミュニケーションという話もございましたが、御議論いただいた話の内容は、資料の18・19の、土地活用の場面においてどのようにマッチングして、コーディネートしていくかとか、この辺について大変重要な示唆をいただいたと思うので、今の御議論を踏まえて、今後、更に整理を進めていきたいと考えております。

【小林委員】 先ほどの議論で、土地所有者の方をメインとして、合理的というのは非常にわかるんですけど、1点だけ危惧したこととして、このガイドラインが世に出たときに、土地の所有者のみにとって合理的だというふうに理解されると、ちょっと問題が生

ずることもあるかなど。例えばリスクコミュニケーションのときですとか、住民の方への説明のときですとか。ですので、適切に合理的というような定義を最初に明確にしておくことと、三側面から合理的に判断するんだと。土地所有者とか会社のみにとって合理的だというようなことではないんだというのを、誤解のないように書いていただければなというのが1点と、あと、事例についてなんですけれど、先ほど石崎委員のお話にもありましたように、かなり深刻な事態も多々出てき得ると思うんですね。この後の議論で、操業中の話も出るかと思うんですけど、操業中から対策をしておけば、後々、掘削除去をやるよりも随分いいんだというような事例はぜひ入れて考えていただけるといいなというふうに感じました。

【田中課長】 ありがとうございます。

【徳永委員】 1点だけよろしいですか。これはちょっと伺いたいんですけど、今日の議論を伺っていると、土壤汚染の話ですけど、汚染されている土壤の議論ですよ。それが動いていく話というのは、多分もう一つ重要だと思って。動き得るといえるか。先ほど止まるんですかという話で、止まりますとおっしゃっていましたが、止まらない場合もあるだろうなと思ったりもしながら聞くところもあるんですけど、そこについては、今のこのストーリーで含まれるのか。それとも、例えば土壤汚染されたものから汚染物質が移行して行って、水を汚して、それが考慮している領域を離れたところまで影響がある場合が危惧されますということはある得ると思うんですね。そういうようなことに関しても、このガイドラインの中では取り扱っていくのか。それとも、それはやや応用問題なので、まずは汚染されている土壤そのものというのをターゲットにするのか。そこはどうなるんでしょう。

【細見委員長】 そこは基本的な理解としては、土壤汚染があつて、かつ、地下水で拡大して広がることも今回の条例ではそこも意識していますので、ただ、土壤汚染を処理のために運搬する過程で云々ということに関しては、今回はあんまり考慮していないと。土壤汚染があつて、そこが地下水汚染を引き起こして、かつ、人の健康リスクという観点等についてはですね。

【徳永委員】 考慮するということですか。

【細見委員長】 もちろん考慮すると。

【徳永委員】 その場合は、そうすると、コミュニケーションをするお相手というのがどうなるのかというのも、何か売り主、買い主におさまらないということがあり得るよう

な気がして。

【細見委員長】 もちろんそうですね。

【徳永委員】 そういうのも、場合によっては事例か何かで、我々の理解を深めていくというか、共有していくというようなこともあるという、そういう理解ですか。

【田中課長】 はい。そういった点も考えていきたいと思っております。

【徳永委員】 わかりました。

【佐藤委員】 じゃあ、すみません。

【細見委員長】 はい。

【佐藤委員】 今回の改正の一番大きいところは、3条の1項ただし書きの猶予を受けている土地で、小規模の土地改変を何度もする事業者の負担が増えているところだと思います。

土地改変によって地下水に影響があるおそれがあるということであれば、境界敷地で全部遮水をすれば、中はどこで工事をして、調査はするにしても、拡散防止は本当は一つの工事でなくてもいいと思います。猶予を受けている敷地トータルの汚染の管理と防止というのが、今回の改正で可能なのか、よく分かりません。

【細見委員長】 それは次の資料の3の操業中の話のほうに移りますので、その中で一部含まれていることかと思しますので。

【佐藤委員】 はい。すみません。

【細見委員長】 ちょっと時間もあるので、資料3の説明を先にさせていただいて、操業中の調査とか対策を、先ほど小林委員も言われましたように、そういうことを促進させることで、何かプラスの観点を主張したいということです。

準備ができましたら。また今回も詰まっていますかね。じゃあ、用意ができたようですので、お願いいたします。

【相澤主任】 資料3ということで、相澤から御説明させていただきたいと思います。

前回の委員会におきましては、操業中の調査・対策推進における課題の整理ということで挙げておりました。

1つ目といたしましては、操業中の調査・対策の必要性ということ、2つ目としては、操業中の調査対策推進のための課題の整理ということで、3つ、課題を挙げさせていただいております。1つ目が技術的課題、2つ目が制度的課題、3つ目が経済的課題ということになっておりました。

次のスライドも前回お示したのですが、操業中の土地においては、簡易調査を実施する場合、法定調査を実施する場合がありますと考えられます。東京都では、土壌汚染対策アドバイザー制度という制度がありまして、アドバイザー制度で簡易調査を実施することが可能となっております。簡易調査を実施した場合にも対策を行っていただくことがまず一つ重要だと考えております。

また、法定調査を実施する場合ですけれども、今年度の条例改正におきまして、条例の116条の2という規定ができて、法定調査を実施して、汚染があった場合、なかった場合、両方について結果を報告することができるということになっております。こうした報告を行いまして、対策を実施することで、インセンティブが得られないかということも検討する必要があると考えております。

次は、アドバイザーにおける簡易調査についてということですが、アドバイザー制度で実施している簡易調査、簡易分析法は東京都環境科学研究所にて実証をした上で、都が選定したものになっております。こちらは、試料採取方法と分析方法につきまして、簡易調査と法定調査を比較したものになっております。こちらは分析の概要となっております。

次は技術的課題ということですが、こちらは事例といたしまして、操業中の調査対策の事例ということで、アドバイザー制度の中で提案しているものになっております。1つ目が地下水揚水ということで、操業中から地下水揚水を実施することで、対策を行っている事例となっております。

こちらでも地下水揚水に関しまして、さらに2種類の手法、事例ということを検討いたしました。1つは、工場排水の処理施設を活用して処理し、下水道放流するという方法。もう1つが原位置土壌洗浄という方法の2つになっております。

1つ目の工場排水の処理施設を活用して処理して、下水道放流するという方法ですが、既存の排水処理施設を活用する点で、コストを抑えて対策ができると思えることができます。

2つ目の原位置土壌洗浄ですが、こちらは汚染地下水を基準適合まで処理後、処理水を帯水層に戻すということで、この場合は下水道放流をしないためにコスト削減ができるという方法と考えることができます。

そうしたことで、操業中から時間をかけて地下水揚水を実施して、汚染地下水を工場排水と混合して処理する対策や汚染地下水の処理水のみを帯水層に戻す対策等によりまして、対策コストを低減することが可能かということですが、こちらについても御意見をいただき

たいと考えております。

次に、制度的課題ということですが、操業中に簡易調査及び対策を実施することで、施設廃止時に行う調査・対策にメリットがあるようにできないかということを検討したのになっております。

簡易調査を実施いたしますと、汚染があった場合、現状では法定調査に準じた調査・対策の実施を指導・助言しているということになっております。ただ、対策を実施していたとしても、施設廃止時に法定調査を実施しなければならないということになっておりまして、簡易調査の結果や対策について、地歴としても利用できないかということを検討しました。

例えば簡易調査・対策後に、水濁法に基づく地下浸透防止措置がとられていれば、当該箇所について、汚染がなかった場合、汚染のおそれの区分を「少ない」とすることや、対策した場合についても、措置の効果等を公定法で確認をしていれば、対策深度以深から試料採取等をすればよいこととするということなどが考えられます。こうしたことについて、技術的に可能かどうかということについて御意見をいただきたいと思っております。

先ほども申しましたが、法定の調査方法で自主調査を実施した場合について、今回、改正の条例で、116条の2というものが規定されております。当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができるという条文が新設されたということになります。法定調査の実施と報告及び、簡易調査の実施について、それぞれメリット、デメリットがあると考えられますので、次のスライドで整理をいたしました。

まず簡易調査についてですが、こちらはアドバイザー制度では実施可能となっております。ただ、法定調査では実施をしていないということになっております。

まず簡易調査のメリットですけれども、重篤な汚染だけでも把握して、早期に対策ができるということで、簡易な対策のためには例えば原液の位置さえわかればよい場合もあり得るということがあります。また、施設廃止時に行う調査において、簡易調査の結果や対策を地歴として利用できる場合もあると考えられます。

一方で、デメリットといたしましては、対策が不完全な場合もあり得ますし、施設廃止時に改めて汚染状況調査を実施し、報告しなければならないということになります。

逆に、法定調査の方のメリットですけれども、そちらの裏返しという形にはなりますが、法令に基づいた調査・対策を実施することが可能ということがあります。もう一つとして

は、条例の116条の2ですとか、法律の14条申請によって報告して、さらに法令の規定による措置を行えば、その後に汚染のおそれが生じない状況であれば、自主的に調査自体が免除をされるということにもなります。

一方でデメリットについてですけれども、条例の116条の2の報告や法律の14条申請をした場合、区域指定や対策が義務となると、事業者自身が懸念をいたしまして、実施がされないという場合があります。

ということで、法律の14条申請をしてしまうと、区域指定ということもありますので、そこまでは求めないにいたしましても、条例の116条の2の報告をしてもらうことを前提といたしまして、法令の調査実施のインセンティブを検討できないかということがございます。

実際に法・条例による対策を実施した場合のインセンティブの一つですけれども、条例の116条の2ですとか、法の14条申請によって報告した場合に、台帳が調製されて公表されるということにはなりますが、その上で法定調査を実施して、法令による報告を行って、その結果が、汚染がなかった場合や汚染ありだが、対策を実施した場合、そのような事業場について、積極的に自主対策を行っている優良事例としてホームページ等で紹介することによって、インセンティブを得られないかということが考えられます。これについても御意見をいただきたいと考えております。

こちらは、以上を踏まえまして、自主的な調査・対策のスキームについて、改めてまとめたものになります。

操業中の土地について、簡易調査を実施し、対策する場合や法定調査を実施、法令による報告を行って対策する場合、メリット、デメリットそれぞれあると思いますが、事業者自身が状況に応じて選択できるように、例えば、アドバイザー制度の拡大も含めて各場合のインセンティブを得られるような方策を検討、実施できればと考えております。

次に、経済的課題ということですが、前回の検討会におきまして、ESG融資の活用ができるのではないかという意見をいただいたということがございますので、調べてみた結果ということになります。

例えば、こちらは環境省のホームページの抜粋ですが、ESG融資モデル利子補給事業ということで、今年度から始まった事業のようでございます。背景・目的のところですが、大企業だけではなくて、中小企業も含めた全国的なCO₂削減に向けた取組が必要と書かれておりまして、融資に着目した利子補給での支援が有効ということが書かれております。

直接的には、金融機関の年利1%の利子を補強するということですが、事業の概要としては、CO₂削減目標設定支援モデル利子補給事業と、ESG融資目標設定モデル利子補給事業ということで、こちらは両方ともCO₂の削減に係る目標設定等、地球温暖化対策を推進するための融資となっております。

パリ協定ですとか、持続可能な開発目標などを背景といたしまして、環境、社会、コーポレートガバナンスの要素を考慮して、環境、社会へのインパクトをもたらす事業に対して行う融資というのが世界的な流れとなっております。特に温暖化対策、CO₂削減や省エネ対策のための設備投資についての融資に関する補助等が存在するという事になっております。

ということで、「GR・SRを進めている土壌汚染対策について、環境負荷低減の優位性を評価して融資の対象となり得ないか？」ということや、「土壌汚染の操業中対策（特に長期的に実施する対策）に関する設備更新についても、低炭素型の設備を導入することで融資の対象となり得ないか？」ということがございます。

都では、GR評価ツールというものを作成しておりまして、これを活用することを検討いたしました。例えば、早期に対策することの環境負荷低減ということですが、早期に操業中対策した場合、このくらいの汚染の広がりというところが、例えば施設廃止時に対策したという場合では、少し汚染範囲が広がってしまうということがあり、こういった状況について、数値をGRツールに入力すると、右側の図のような結果が得られるということになります。

例えばCO₂排出量が、増加してしまうということ。さらに他の項目についても増加するというふうになっております。ということで、早期に操業中対策した場合のCO₂排出量と、施設廃止時、汚染拡大後に対策した場合のCO₂排出量、こちらが大きくなってしまいうということになれば、ESG融資の対象となり得ないかということが一つあります。もう一つとしては、CO₂だけではなくて、GRツールで評価されるような環境負荷全体を評価対象にできないかということも、操業中の対策の推進に関して考えることができると思っております。

今後の事業の進め方ということですが、ちょっと進捗が遅れているというところもありますが、今検討会における検討や委託調査の中での事例収集を踏まえまして、中小事業者向けガイドラインの改訂について、第3回委員会で御意見をいただきたいと考えております。

以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

操業中の調査・対策を普及促進していくための一つの事例集を作っていたら、案を作っていたらありますが、幾つか、できるだけ意見の内容を絞ってお聞きしたいと思しますので、まず、今、事例として幾つか上がっていますが、この事例に対しての御意見というか、これはまずいとか、いやいや、これは有効だとかも含めて、この挙げられている事例について何か御意見ございますでしょうか。もっとほかにあるというのでも結構です。

【鈴木委員】 現在、水質汚濁防止法が改正されて、ご存じのように、地下浸透規制が出ています。ですので、今、9ページでは、簡易調査でそれを補うような形になっているんですけども、現実的に操業中、その地下浸透防止設備ができた下について、過去に有害物質を扱っていたところになっていても、土壤汚染状況調査と同じレベルで調査をすれば、汚染がなければ、そこはもうあとは延々と汚染がない土地として使えるというルールがもう土対法であります。これを明確にさせていただくと、操業中の事業者はすごく喜ぶ話になると思いますので、ぜひともそれは加えていただければと思います。

【田中課長】 まず、現在の制度の説明を示した上で、さらに事例も示していくという事です。

【鈴木委員】 そうですね。

【田中課長】 はい。わかりました。

【細見委員長】 地下水汚染の未然防止の構造基準と定期点検、セットで決めたルールがございまして、それによって、操業中、それをやっておいていただけると、土壤汚染の調査のおそれがないと。

【鈴木委員】 比較のおそれが多いところが、もうなしになっていますので。

【細見委員長】 そういうメリットがあるということで、操業中のメリットとして、今の地下水汚染未然防止の構造基準と定期点検をやっていただけると、そういうメリットがあるという情報を必ず入れてほしいという要望ですね。

ほかにもこの事例集で、不適切だ、あるいは、今のようないろんな事例をつけ加えるべきだというのはございますでしょうか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 7ページですと、地下水の揚水ですとか、地下水の対策について書いて

いただいているんですが、操業中の事例として、地下水にまだ到達する前、不飽和帯で汚染がとどまっている間にぜひ見つけて、下に行く前に対策していただけると、もう格安に、コストとしては格段に安くなりますので、ぜひそういうような視点も入れていただければと思います。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。

【田中課長】 土壌ガス吸引とかそういった事例も示していくようにいたします。

【小林委員】 はい。ありがとうございます。

【石崎委員】 ちょっと質問でいいですか。

【細見委員長】 質問。はい。

【石崎委員】 質問なんですけど、例えば、当社なんかでもそうですけど、結果的に地下浸透防止というか、コンクリートを流し込んで、建物自体が非常に頑強な状態になっている場合に、ボーリングするのに2メートルのコンクリに穴をあけて掘ることが敷地内はですね。ただ、それはものすごい作業になっちゃうので、例えば敷地境界の外側で、土の部分があったりとか、敷地境界というか、建物の建蔽率とかありますから、その土地の余白部分がありますよね。工場内ではないけれども、例えば危険物質があるようなところの直下ははかれないけれども、すぐそばのボーリングしやすいようなところをはかるというのでもいいのかどうなのかという。

これはうちの問題だけではなくて、ほかにもやっぱり、もう既に対策をとっているところが、この事前調査をしようとする、工場自体はもう既に対策をとっていて、頑強にできていて、地下浸透していないというようなところですし、私の会社の立地条件ですと、墨田区なので、ほぼ1メートルも掘ると、地下水が出ますので、それよりも深いところまで、もう基礎としてコンクリートでかたまっちゃっているような状態ですから、ないだろうとは思いますが、ただ、ないという調査はしているわけではないので、調査しようとしたときに、敷地境界というよりかは、建物の敷地内の境界ですよね。ただ、直下をはかろうとすると大仕事になってしまうので、そういうところは認められるのかどうかというところを見解として伺いたいなど。

直下ですから、法律上は違うんだと思うんですよ。法律上は。でも、それをやるとなると、今、操業中に、まさかコンクリート、2メートルも穴をあけて、やるということが現実的なのかと。常識的に考えて、100%ないとは言わないにしても、99%汚染されていないような状況のものを無理やり穴をあけて、調査するということが現実的なのかと、

その辺の見解をお聞きしたいと。

【細見委員長】 これは私の記憶ですけど、そういう場合には、敷地の、例えば地下水の流向方向のところに井戸を、モニタリング井戸を掘って、調査するというのもたしか含まれていたように思いますので。

【鈴木委員】 法のほうではだめです。

【細見委員長】 だめでした？

【鈴木委員】 法のほうでは、法は土壤汚染対策法になってしまっていて、地下水でものを見るのは。ただ、措置としてはできるんですけども、土壤汚染状況調査としては、地下水で見て、土壤の判定はできませんので、あくまでも配管みたいなもので、すぐ横でやるということはできますけども、今おっしゃられたように、ちょっと離れた敷地の中という考え方でオーケーというのは、一応今のところはないので。

【細見委員長】 これが建物だとしたら、真横とか。

【鈴木委員】 ですから、その真横というのは、あくまでも有害物質を使った施設としての範囲の真横であればあり得るんですね。ちょっと離れてしまうと、それはもうだめというのが今の状況。ですから、あくまでも汚染が少しでも拡散しているであろう範囲であればいいんですが、それ以外は今のところ、法の調査としては認めていない。

【小林委員】 簡易調査だったら、多少はあり得るわけですか。

【鈴木委員】 はい。ですから、簡易調査で、今この9ページで示していただいたような簡易調査ですよ。ですから、簡易調査だから、汚染のおそれが少ないところに持っていきたいというお話はあるんですが、これはあくまでも、都の条例では行けるかもしれませんが、土壤汚染対策法としての土壤汚染状況調査にあったときには、それは今のところ適用できないですよ。ですから、そこですね。

【田中課長】 鈴木委員、ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりかと思うんですが、我々としては、操業中から対策をしっかりと進めていきたいという上においては、操業中に簡易な調査で、先ほど委員長がおっしゃられたような、地下水の下流側ではかるとか、それでもし重篤な汚染があった場合には、操業中から対策を進めていくとかですね。そういったことは、今この中で促進していきたいと思っていることではございますが、ただ、その場合でも、最後、法定調査。最後、もしその建物を解体して、また新たな建物を建てるかというときには法定調査がその場合はどうしても必要になってしまいうかなというところかと思えます。

【佐藤委員】 ちょっと今の点で。

【細見委員長】 今の点で。はい。

【佐藤委員】 調査が、土地の改変を契機とした調査と、それから、土地を改変しないけれども、自主的に全部を法定調査に則って調査する、または簡易調査するということが考えられると思うんですね。ですから、このスライドの3ページ目なんですけれども、操業中の土地について、簡易調査と法定調査を組み合わせるといふ方が多いと思います。例えば土地の改変の契機に、改変のところだけは法定調査をして、ほかは簡易調査をする方法は今後増えると思います。

それで、そのときに、先ほど私が言ったように、改変のところの対策というのと、それから、土地全体の拡散防止の対策というのを合理的に調和できないかでしょうか。改変のたびに、断片的な拡散防止をするよりは、敷地境界線で対策をしたほうが合理的ではないかと。

【細見委員長】 あり得ますかね。

【田中課長】 今のことについては、現在の法律の制度の中で、例えば14条申請をしていただくとかそういった方法でやれるかということはあるかと思えます。基本的に、今、我々がガイドラインの中で考えていることは、法令に基づいたものはしっかり法令どおりのところはやっていただいた上で、その先、どういった工夫点があるかというところの議論と考えております。

【鈴木委員】 よろしいですか。

【細見委員長】 はい。

【鈴木委員】 操業中の土地の状態を少し整理しておいていただきたいと思うのは、今の議論の中でもあったんですが、例えば、Aというある有害物質を使っていて、それは使用をやめてしまっている状態と、まだ使い続けているけど、Aという特定有害物質に対して調査する場合というのは当然出てきますよね。そうすると、法的にはまだ使い続けますから、汚染の可能性が残っている、ある状態でやるものと、もうないときの状態。ある意味、ただし書きの状態になるのかもしれませんが、そこら辺によって、やっぱり意味が違ってくると思うんですね。

ですから、あくまでもその操業中の土地の状態というのは、汚染物質に対してどういう状態なのかというのは多分前提として幾つかあると思いますので、その整理をした段階で対応を考えないと、間違った答えに行く可能性がありますので、そこだけ注意していただ

ければと思います。

【田中課長】 わかりました。その辺もよく整理いたします。ただ、あくまでも法的に義務がかかる場所は、義務がかかった時点で、それは法的にしっかりやっていただくということで、ここで考えている操業中対策は法的に義務がかかっていない段階のところでやるものということかなと思っておりませんが、その辺、整理させていただきます。

【鈴木委員】 ということは、基本的には900平米以下、ないしは、土対法と関係ない物質を使っているということですね。

【田中課長】 はい。ただ、対象は法令に規定された物質。

【石崎委員】 いいですか。あと、また質問なんですけど、スライド13のところのアドバイザー制度で実施可能とするかという法的調査実施。ここの部分、今、左側は一応申し込むと無料という形で、右側は実際、事業者等々がそれなりの高額なお金を払ってやっているわけですが、その辺の部分はどうかお考えなんですか。

現状のアドバイザー制度と同じで無料とするのか。それとも操業中の場合は、鈴木委員が言われたように免除規定がありますから、本格的に調査する必要はないわけで、この簡易調査をして、もし重篤な汚染があるとなったときにこれをやらなきゃいけないとか、その辺の線引きのところも含めて伺いたい。どういう構想なのかという構想をお聞きしたいなと思うんですけども。

【細見委員長】 なかなか難しい質問だと思いますが。

【田中課長】 まず、今は簡易調査につきましてはアドバイザーが実施できるといったかたちで、それは制度としてあります。この右側の法定調査についてということですけども、ここでお伺いしたいことは、もし法定調査をそこでやった場合には、もう対策までやるという条件になるかと思うんですけども、そのときにそれが果たしてインセンティブになるかどうか。操業中から調査・対策をやるインセンティブになるかどうか、その辺のことをここではお伺いできないかなと。

我々、今、そういった御議論も踏まえていろいろ、そういったものが有効かどうか検討しているところでして、ここではそういう御意見をいただけるとありがたいなということを出しているところではあるんですけども。

【石崎委員】 いいですか。

【細見委員長】 はい、どうぞ。

【石崎委員】 我々事業者からすると、安いにこしたことはないので、先ほどのコスト

の議論じゃないですけれども。ただ、やはり、もし調査のところまででもかなりのコストがかかりますし、もし汚染が確認された場合は、先ほどお話ありましたけれども、地下水汚染も含めて、早急に遮蔽板を持つなり何なりの控除をしなければいけないというのは、当然この産廃といいますか、そういう基本理念で排出責任というものがありますから、当然事業者がやらなければいけないということは理解していますけれども、分析のところまではやりますよと。もし地下水汚染ですとかいろんなこと、飲用井戸の問題等々含めて、そういうことがあった場合は、操業中であっても対応せねばならない場合はもちろん事業者が対応すべきですし、それは当然のことですし、どの辺のところまでを線引きとしてお考えなのかなと。

それで、簡易調査して、何もなければ、この法定調査を実施しても何も出ないということであれば、その証明というものが将来使えるのかということもありますけれども、鈴木委員が言われているように、使い続けている場合はNGですから、それはだめなんだろうとなると、さあ、そこまでやる必要があるのかなとか、どうなんだろうというところ。その辺の整合性的なところを伺いたいなと思うんですけど。

【田中課長】 冒頭の鈴木委員からありました、今、使い続けていても、水質汚濁防止法で地下浸透防止をきちんとやって、そして、しっかり管理記録もあるということであれば、土壌汚染対策法では、操業中に法定調査をやっておいて、地下浸透防止までやっていれば、最後の法定調査はやらなくてもいいといったことも、今、制度としてはある程度整理ができてきています。ですので、そこまで前提として、法定調査を事前に操業中からやった場合には、その後、対策をして、なおかつ、地下浸透の防止までやると。そこまでやればある程度のインセンティブやメリットがあるのではないかと考えているところです。

【細見委員長】 もしこのアドバイザー制度で、法定調査も何らかインセンティブとしてやっていただけると。もし例えば法定調査をやって、アドバイザー制度でやって見つかったら、対応をちゃんとしてよねという前提だったらどうですかね。

【石崎委員】 事業者としては、それはもう非常にありがたいことで、いつもこのアドバイザー制度の拡充ということを我々としてもお願いしているので、さらにこういうところまでやっていただけると。ただ法律とあれしながら、やってもむだなことに費用とあれをやってもしようがないので。ただ、我々としては拡充ということを毎年お願いしているので、その辺のところの法律との整合性がとれながらであれば、非常に拡充していただければ、ありがたいことだなというふうには思います。

【細見委員長】 はい。じゃあ、幾つか質問出ましたけれども、あと、この簡易調査をやって、それに基づく対策について地歴として、地歴調査として利用するということに関して何か、特によく対応されている鈴木委員はどうでしょうか。

要するに、インセンティブをどうやって与えるかというときに、簡易調査と、その結果に基づく対策をやったということに関して、地歴調査としてどういうふうにご利用できるかなど。

【鈴木委員】 調査結果のみであれば、当然、公定法ではないので、汚染が、ある意味、確認された土地なり何なりという評価はできると思います。

今、僕も一番悩んでいるというか、この状況でどうするのかなというのは、自主的に一部対策をしてしまったところの評価を、土壤汚染対策法上の土壤汚染状況調査の地歴としてどう扱うかというのは、実はきちんとした考え方は、今まとまっていないんですよ。おそらく、もし今の状態で単純にやるならば、土対法の措置と同等にできているかどうかということ自主調査に対してチェックしなければならなくなる可能性はあります。

そうすると逆に大変なことになってしまうこともあり得ますので、ですから、この措置の考え方というのは、将来、土対法にかかる可能性があるとするれば、やはりきちんと考えないといけないのかなと思います。単純に言い切れないなという感があります。

極端なことを言って、例えば不溶化をやりますと。不溶化を100立米ごとにチェックはしないけども、全体にやりましたということは当然、一般のときにやっています。やっぱりコストの話から。でも、それですと、土対法上の措置として不溶化が認められなくなっちゃいますので、じゃあ、それでも調査しろという話にもならないということで、そこら辺のバランスはちゃんと考えなきゃいけないのかなと思います。

【大塚委員】 すみません。土対法上は、土壤汚染状況調査は公定法で行うことを基本的に前提にしているので、そちらが変わらないと、そこはちょっと変わらないですね。

【細見委員長】 そうは言ってみてもというか、こういう国の立場と東京都の立場で、東京都は自主的にこの簡易調査を実際に進めていただいて、アドバイザー制度を活用しながらいろいろやってこられているので、この辺と法との関連で、こうすればもうちょっと近づけるとか、何か内容。今のところは非常に難しいという一言で終わってしまうのか、いやいや、もうちょっとこういうことをすれば、法定調査に同等とみなせるような何かあれば、即インセンティブにはなるかなと思うんですけど、今のうちに、もう法定調査の方法以外でやってしまった結果、早ければあまり利用できないというふうになってしまうと、

なかなか簡易調査を進めていくのは難しいかもしれないと思うんですけど。

法律以外の物質については、それはそれでもいいと思うんですけども、どうでしょうか。

【小林委員】 すみません。簡易調査の情報については、もう事業所を畳むときに、また、法定の調査をやらなきゃいけないのは仕方ないのかなと思うんですけど、一方で、11ページのメリットの最初のところですかね。重篤な汚染だけでも把握して、早期に対策できる。ですから、ここに汚染の悪化の防止とか拡大の防止というのを入れて欲しいんですけど、拡大が防げるということと、あと、先ほど石崎委員が言われたように、廃止時に対策をしようとしても、もうお金は回らないわけですよ。ですから、やっぱり操業中から対策をしておくというのが最大のメリットなんじゃないかなと。それであれば、年間100万とかそういうふうなお金だったら出せますよというような事業者さんもあるでしょうし、10年かけて対策をすれば、何かができる。そこを少し前面に押し出して、アピールしていただければなというふうに感じました。

【石崎委員】 よろしいですか。ですので、さっきからちょっと難しいことを言いましたけども、我々からすると、汚染状況の見える化というんですかね。その辺のところは情報として事業者が把握できる、まさしく見える化で、どのくらいどうなんだろうということがわかるというのであれば、それはそれでメリットがありますので、汚染土壌の見える化という意味では効果はあるのかなというふうには思いますので、できるだけ土壌汚染アドバイザーの拡充を、この場でお願いするのも変なんですけど、お願いしておきたいなと思いますけれども。

【細見委員長】 これは議事録にきちっと残しておいていただいて。先ほど来、操業中で対策を進めることで、メリットをできるだけ多くしたいという気持ちは、各委員の皆さんも持っておられるのではないかと思いますので、少しそういう観点で、こういうふうにすればこうなのではないかという案がもし、今日は出なくても、この一、二週間でいただければ、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

【佐藤委員】 多くの会社で自主的調査をして、自主的対策をしています。土壌汚染対策法の初期やその前から自主的対策をしている会社は、法定調査と法定対策ではないので、報告義務はないのですが、今さらこれを行政にどう報告するのか、悩んでいる会社もあります。数字的には確実に対策の効果が上がっているけれども、それが行政から見ると、ある意味で隠れてやっているというようなマイナスの評価を受けるんじゃないかというふうに結構心配している会社が多いです。

そこで、従来の自主的調査をプラスに評価する仕組みがあれば、企業と行政がコミュニケーションを取りやすくなると思います。

【石崎委員】 よろしいですか。以前、やはり助成金といいますか、補助金つきで土壌調査しませんかという制度があって、そのとき、かなりの企業が手を挙げたんですね。ところが、いや、でも、もし確認されると、遮蔽板を打てとか、土壌改良しろとか、最悪の場合なるよと言ったら、全員そのままスーッと手が下がって、誰もいなくなっちゃったという事例が確かにありますので、その辺のところやはり事業者側からすると難しいところかなというふうには思いますね。

だから、自主的にやった場合で、行政のほうに報告しなくても、しないと、要するに、正式にやったということにはならないとしても、事業者が自主的にやって、それを報告せず、あったとしても、自主的に対応している事業所もあるようですし、それは我々の場合は特定施設を持っていますので、その排水処理だとかそういうところに、この事例の中にも出ていますが、循環なり何なり、くみ上げて処理することが、自社で扱っている物質であれば、それが処理することが可能なので。そういうことをやられている事業所も確かにあることはありますね。

だから、その辺のところ整合性的にはどうなのかなと思いますけど、万が一、廃業ですとかいろいろなことが起こったときに、実際、公定分析というか、法律にのっとった作業をして、実施して、前から自分のところで実施していて、結局はなくなっていればそれでいいのかということもありますし、その辺はやっぱり難しいかなとは思いますが。

【鈴木委員】 今、石崎委員がおっしゃられたように、おそらく自主的に事前にやるものとして一番いいのは、長期間かかるけども、安くできるような。ここで事例で挙げられている7ページですか。地下水揚水法みたいに、土壌に直接ではなくて、やはり地下水汚染の拡大の防止をしているというようなものであると、後で、どっちしろ、土壌のチェックはしなきゃいけないので、すごく有利だと思うんですね。

ですから、そういうものを中心にやる方法。ないしは、今回の整理で、13ページであれば、基本的には、右側のほうでは、まだ実施していない場合は、法・条例による対策に持っていったら。そういう方法もあるんだよというのは、これは一つの整理として、やり方としてあると思いますので、そこら辺をうまくきちんと整理できればいいのかなというふうに思います。

【細見委員長】 その際の具体的な、こういう事例がいいんじゃないかという案があっ

たら、ぜひ事務局に提案していただけるとありがたいというふうに思います。建設的な意見をありがとうございました。

ちょっと時間が押していますので、本日は、今日いただいたさまざまな意見、まとめ方が不十分で恐縮ですけれども、いろんな貴重な意見がございました。ガイドラインについても、この操業中の調査対策の普及についても、ほんとうにいろんな立場の、シチュエーションがあるんだということで、それに全て応えることはできないだけども、ある程度こういうところを絞って、もう少しバージョンアップをさせて。今日いただいた意見を踏まえて、絞った形で示していきたいと思います。

最後に事務局から資料4というのがありますので、簡単に御説明していただけますでしょうか。

【田中課長】 どうもありがとうございました。資料4につきまして、御報告ということになるんですけれども、土壤汚染情報の公開についてということで、現在までの取組状況を資料4で取りまとめておりますので、御報告をさせていただきます。

【木村主任】 担当の木村と申します。ここでは、昨年度、土壤汚染対策の見直しに係る検討の最終取りまとめというものについて、継続して検討することとした事項の一つの情報公開関連についてということでございます。

まず、ご存じのところが多いと思いますけれども、都における土壤汚染対策法と、それから、環境確保条例の情報公開の現状ということで整理しております。

まず土対法については、法15条によりまして、指定あるいは解除された際には台帳調製するというようになっております。それから、都独自なんですけれども、平成30年度以前、これは区域指定台帳というのができたのが平成30年度以降なんですけれども、平成30年度以前に区域指定が解除されたものについても、消除台帳という名前で、都独自に整理、公開しているところでございます。

それから、閲覧方法については、紙ベースと、それから、土壤汚染情報公開システムというのを本年度構築いたしました。後ほど御説明いたします。このようにして公開しております。

それから、条例につきましては、本年度、条例改正ございまして、ここで、条例第118条の2というのを新設いたしまして、基準超過土壤あるいは地下水基準超過が確認された土地については、台帳を調製し、公開するところが新たに盛り込まれました。

閲覧方法については、現状では、都庁または各区市において、紙ベースの閲覧というこ

とになっておりますけれども、こちらについて、都庁の分につきましては、今後、法台帳と同様に、ウェブ上で公開できるよう、設計委託等、内部で検討しているところでございます。

続きまして、法台帳情報公開システム、本年度5月15日に運用開始しましたものの簡単な紹介になります。

これまで区域指定、あるいは解除された約1,000件について、検索、閲覧が可能となっております。また、引き継ぎ、一部、公開調整中のものはございますけれども、情報更新については週に1回程度行っておりまして、新たな調製あるいは訂正について、最新の状況を反映するよう、運用を行っているところでございます。

続きまして、このシステムの利用状況について紹介いたします。

5月15日に運用開始しまして、左の図がまずアクセス数の累計になります。右が曜日ごとのアクセス数となります。月に延べ500人から1,300人の訪問がございまして、また、個別の台帳、それから、広報の写しについてはPDFでございまして、こちらは月に延べ5,000から7,000件の閲覧がございました。また、曜日ごとに見ますと、平日の利用がほとんどでございまして、平日のさらに日中利用されているということがありますので、仕事で利用している方が多いのかなという印象でございます。

これを1日当たりに換算してみますと、平日の1日当たりの訪問者数が約28人と。1日当たりの台帳・公報閲覧数については260件となります。昨年度までの状況と比較してみますと、昨年度は紙台帳のみでしたので、新宿の本庁でいいますと、1週間に、来ても1人から2人程度だということを考えますと、こちらは延べ数になりますけれども、これの構築によりまして情報に接する方がかなり多くなったと言えるのではないかと考えております。

現状の公開規定を表で整理したものが次になります。条例では、台帳調製の規定はございませんでしたけれども、本年度できたことにより、法・条例ともに調査を行いまして、基準を超えた土壌が検出された場合の届け出があった場合には、その後の措置、土地改変を行う場合も含めまして、台帳調製、それから、訂正をするということになりました。それが青枠の部分になります。

それ以外、汚染が確認されなかった土地等の範囲に、赤枠になりますけれども、こちらについては、現状では公開規定はございません。青枠も含めてですけれども、ここについては、求めがあれば開示請求で対応しているという状況でございます。この赤枠のところについて

て、昨年度議論し、引き続き検討としていた部分ということになります。

ここで昨年度の第4回の委員会資料の紹介です。最終取りまとめによりまして、条例の公開規定についてまとめております。「汚染が確認されなかったことの届出」にかかる情報についても、将来的な公開に向けて、事務負担や公開の影響などを精査して、台帳制度の検討を進めていくべきである。それから、パブコメについてもさまざまな意見が寄せられているので、引き続き検討するといったところでございます。

これを踏まえまして、情報のニーズですとか公開による影響、必要性等について、次年度以降引き続き議論していくことが必要というふうに認識しております。

なお、ここには記載しておりませんが、最終取りまとめでは、具体案としまして、条例に基づく調査対策の届け出等があったことの一覧を公開することについて、引き続き検討と書いておりまして、具体的には、例えばですけども、こういったやり方も念頭に入れまして、課題の整理、議論をしていきたいと考えております。

こちらは昨年度の、先ほどの表に条例の届け出件数を振り分けたものになります。件数ベースで見ますと、赤枠のところは約1,000件、それから、青枠のところについては、約600件というような件数になっております。

続きまして、開示請求について触れましたけれども、その状況について紹介いたします。

一昨年度の途中から情報提供サービスという、ウェブ上でも公文書の提供を受けられるという、そういうサービスが全庁的にできまして、その内容を含めたものになります。直近3年間で大体、年間30件から60件程度の請求を受けております。この1件というのも、数ページの請求からかなり膨大なものまで、さまざまございまして、表の一番右側の括弧内で書いてございますけれども、例えば昨年度であると、最大、万単位のページ数の請求等もあったような現状でございます。

開示があった際の事務についてなんですけれども、請求を分けますと、まずは当たり前なんですけれども、請求された公文書の検索というのをを行います。現状では、窓口は紙ですが、事務効率化のためにPDF化もしておりまして、そういったものを使って検索をしていると。さらに、一番労力を使うところが個人情報等の確認というところでございまして、開示を行う際には個人情報を除く必要がございます。届出者には、個人情報ですとかというところについては最低限にさせていただくというところを窓口等でもお願いしているところですけども、届出の鏡ですとか連絡欄、届出の鏡の連絡欄ですとか、調査期間の担当者名が書いてあるというところはどうしてもございまして、その部分の開示を受けた際に

は入念なチェックを行うということになります。

通常14日で開示するというのが原則でございますが、場合によっては期間を延長して対応するというのも、ケースとしてはございます。開示請求としましては、土壌担当のみで、環境部全体の二、三割を占めておりまして、一定数の興味をいただいているのかなと思っております。

開示請求の目的（例）というふうにしておりますけれども、ここは集計をしたわけじゃなくて、請求をする際に目的を書くということはございませんので、担当者としての感触というところがございますけれども、3つあるかなと思っております。指定調査機関が届出書の作成のために過年度案件を参考にするのですとか、不動産会社が土地売買のためですとかといったようなところが多いという認識でございます。

開示請求の内訳というのを汚染のあり、なしというので分けたのが次の表になります。上が法律、下が条例になります。開示請求者は、過年度案件を参考にしたり、指定調査機関というのは比較的多い傾向にございまして、そのために汚染地の開示文書が多いという傾向なのかなと思っております。ただ、汚染のおそれなしの地歴調査の開示も一定程度あるということでございます。

ここからは昨年度の意見を集約したものになっております。賛成寄りから反対寄りまで、さまざま意見をいただいております。先生方からも慎重な意見から、促進すべき理由というところについて御意見をいただいているところでございます。

いただいたパブコメですとか、委員意見を踏まえまして、最後のスライドになりますけれども、ただいま示している論点で整理しまして、今後議論をしていくことが必要と考えております。

以上、情報公開についての現在までの対応状況ということの御報告をさせていただきました。以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。報告事項ということで、公開されている内容を報告していただきました。

個人的に伺った点では、個人情報をいかに黒塗りで修正していくかという作業が、膨大な作業らしくて、なかなか我々には想像しにくいなというのを思っております。ただ、情報の公開に関しては、今回のパブコメでも、それから、この委員会の中でもプラスとマイナスと両方の意見があったかと思しますので、今後引き続いて、この場で検討するんですかね。

【田中課長】 はい。

【細見委員長】 この検討委員会で、次回以降に検討していきたいと思いますので、その前段の情報を今日提供していただきました。

特に何か質問があれば。どうでしょうか。

【大塚委員】 資料3のほうでいいですか。

【細見委員長】 最後、いいですかね。この情報のほうはよろしいですかね。

じゃあ、全体を通じて、最後。

【大塚委員】 すみません。このESG融資の話ですけども、まずCO₂だけということなのかというのを確認しておきたいのと、それから、この種の助成金に関しては、環境省は別にエコマークの協会で行っているのがあることはあるはずですけど、ほとんど動いていないので、都からもそちらをちゃんと動かすことをぜひ要望していただきたいと思いますが、それとは別に、こういうことをやろうとしているということなんですよ。その辺を御説明いただけるとありがたいんですけど。

【田中課長】 まず我々もこれはまだ事例を調べているところでございまして、まず環境省のこういった事例があるということで、今後ヒアリングも含めて調べていきたいと思っているところでございます。

【大塚委員】 じゃあ、環境省は、別に土壌汚染のことを考えているわけでは必ずしもないということですか。

【田中課長】 そうですね。土壌汚染を特に考えられているかは。

【大塚委員】 でも、どうぞ活用するならしてください。わかりました。応援します。

【田中課長】 ありがとうございます。

【細見委員長】 環境省はCO₂をターゲットにしています。

【大塚委員】 そうですよ。

【細見委員長】 今回は土壌汚染の合理的な対策をしようと思うと、CO₂も重要な指標だし、そういう意味ではここに絡めて。

【大塚委員】 ただ、土壌汚染対策でCO₂に特化した対応をするのは、若干ねじれるような気もしないでもないのですが、そこは多少気になるんですけど、先生は、そこはどうでしょうか。

【細見委員長】 それは次回以降、議論をしていただく。すみません。今日は予定の時間をオーバーしてしまっていますので、今日、ほかに、全体を通じて意見がございました

ら。

それでは、まだ大塚先生と議論していかないといけないというところもあるようですので、次回、本日いただきました御意見をもとに修正した内容を次回以降、諮っていきたいと思います。

今年度はあと……。

【田中課長】 あと1回です。

【細見委員長】 1回ですので、あと1回でこのガイドラインを。

【田中課長】 ガイドラインを作成していく工程につきましては、次に2月ぐらいに素案という形で、事務局から示させていただきまして、そこでまた御議論いただいて、御意見を踏まえて、来年度の早めの第1回の委員会の中で、もう一度お示しした上で、そこで確定ができれば、それで発行という形にさせていただければというスケジュールで考えております。

【細見委員長】 ありがとうございます。私は今年度これをまとめるのかというと、今日の議論だけではなかなか時間的に無理かなと思ったので、各委員の皆様は、次回もう一度この議論をさせていただきたいと思いますし、確定は来年度になるということです。その点、御承知おきの上、活発な御議論、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

あとは事務局にお返しします。

【田中課長】 本日は長時間、御審議のほう、あと、大変貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に事務連絡が3点ほどございまして、1点目は、本日お配りしている資料の中で、まだ速報という形になっている参考資料の部分につきまして、一度回収させていただきまして、もう一度、今後の委員会の中でしっかり確定したものを提出していただければと思っております。

2点目は、本日の議事録につきまして、作成できましたら、委員の皆様にもまたいつものとおり、メールで送付させていただきますので、御確認をいただきますようお願いいたします。

あと、3点目、先ほどもお話ししましたとおり、次回の委員会については、来年の2月を予定しておりまして、今後具体的な日程調整につきましては早めにいたしまして、御連絡させていただきます。

では、これにて本日の検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —